SOMPO ホールディングス

保険の先へ、挑む。

第６回
定時株主総会
招集ご通知











目次

01 第６回定時株主総会招集ご通知
06 株主総会参考書類
- 第１号議案　剰余金の処分の件
- 第２号議案　定款一部変更の件
- 第３号議案　取締役 13 名選任の件
- 第４号議案　監査役１名選任の件
- 第５号議案　株式報酬制度に関する額および内容決定の件

29 事業報告
70 連結計算書類
73 計算書類
75 監査報告書
79 ご参考
- コーポレート・ガバナンス方針
- コーポレート・ガバナンス報告書（抜粋）

証券コード 8630

損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社

ご挨拶



株主の皆さまにおかれましては、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第６回定時株主総会を６月27日（月曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。
ご高覧くださいますようお願い申しあげます。

損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社
グループCEO 代表取締役社長　**櫻田　謙悟**

グループ経営理念

損保ジャパン日本興亜グループは、お客さまの視点ですべての価値判断を行い、保険を基盤としてさらに幅広い事業活動を通じ、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスをご提供し、社会に貢献します。

グループ行動指針

お客さまに最高品質のサービスをご提供するために

1. 一人ひとりがグループの代表であるとの自覚のもと、お客さまの声に真摯に耳を傾け、行動することに努めます。
2. 自ら考え、学び、常に高い目標に向かってチャレンジします。
3. 「スピード」と「シンプルでわかりやすく」を重視します。
4. 誠実さと高い倫理観をもって行動します。

目指す企業グループ像

真のサービス産業として、「お客さま評価日本一」を原動力に、世界で伍していくグループを目指します。

ブランドスローガン

保険の先へ、挑む。

保険にとどまらない幅広い事業領域にチャレンジして行く、
その幅広さを表現するとともに、「挑む」という能動的な言葉に、
真のサービス産業を目指して行く、世界で伍していく強い意志を込めました。

証券コード　8630
2016年６月３日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿一丁目26番１号
損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社
グループCEO 代表取締役社長　櫻 田 謙 悟

第６回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第６回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面（議決権行使書用紙）またはインターネットにより議決権を行使することができますので、「株主総会参考書類」（６頁から28頁まで）をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」（４頁から５頁まで）にしたがって議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1.　日　　時　2016年６月27日（月曜日）午前10時

2.　場　　所　東京都新宿区西新宿一丁目26番１号
損害保険ジャパン日本興亜株式会社　本店２階会議室
（末尾の「定時株主総会会場ご案内」をご参照ください。）

3.　株主総会の目的である事項

報 告 事 項　1. 2015年度（2015年４月１日から2016年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 2015年度（2015年４月１日から2016年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役13名選任の件

第４号議案　監査役１名選任の件

第５号議案　株式報酬制度に関する額および内容決定の件

4.　議決権行使に関する事項

(1) 議決権行使書用紙による議決権行使の際に、各議案に対し、賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) 同封の議決権行使書用紙とインターネットによる議決権行使が重複した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3) インターネットで複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(4) 議決権行使を代理人に委任する場合は、当社定款第18条の規定に基づき、当社の議決権を有する他の株主さま１名を代理人とし、その方が、代理権を証明する書面（委任状等）を会場受付にご提出ください。

また、代理権を証明する方法として、委任者の記名押印のある委任状等に加え、以下のいずれかの書類をご提出いただくことが必要となります。

① 当社から委任者に送付した議決権行使書用紙

② 委任者の印鑑登録証明書（この場合、委任状等には印鑑登録証明書の登録印の押印が必要です。）

③ 委任者の運転免許証、各種健康保険証等委任者の住所、氏名の確認ができる公的証明書類の写し

以　上

○招集通知に添付すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知への記載を省略しております。

①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書

②連結計算書類の連結注記表

③計算書類の株主資本等変動計算書

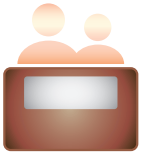
④計算書類の個別注記表

○株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類を修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにその内容を掲載いたします。

【当社ウェブサイト】	http://www.sompo-hd.com/

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。



株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参ください。



書面（議決権行使書用紙）の郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2016年６月24日（金曜日）午後５時までに到着**するようご返送ください。



インターネット

以下の議決権行使サイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって**2016年６月24日（金曜日）午後５時まで**に、各議案に対する賛否をご入力ください。

【議決権行使サイト】	http://www.it-soukai.com/

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して「ＱＲコード®」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることが可能です。
（「ＱＲコード®」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）



【ご留意いただく事項】

①株主さま以外の第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることになります。

②議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金・パケット通信料等）は、株主さまのご負担となります。

③パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もあります。

④携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては、ご利用できない場合もあります。

【お問い合わせ先】

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

みずほ信託銀行　証券代行部

1. インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先
   電話　　0120-768-524（通話料無料）
   受付時間　午前９時から午後９時まで（土日・祝日を除く）

2. 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
   電話　　0120-288-324（通話料無料）
   受付時間　午前９時から午後５時まで（土日・祝日を除く）

機関投資家の皆さまへ	議決権行使の方法として、株式会社ＩＣＪが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案およびその参考事項

■ 第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、財務の健全性を確保しつつ、成長事業分野への投資等により資本効率の向上を図るとともに、株主の皆さまへの還元につきましては、安定的な配当を基本とし、資本の状況に応じて自社株式取得も選択肢としております。また、中期的な目標水準は、総還元性向（注1）で修正連結利益（注2）（国内生命保険事業を除く。）の50%としております。

当期の期末配当につきましては、財務状況や今後の事業環境等を勘案しつつ、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
   当社普通株式１株につき　　金40円
   総額　　16,166,500,560円
   これにより、当期における年間配当金は、中間配当金40円を含め、１株につき80円となります。
2. 剰余金の配当が効力を生じる日
   2016年６月28日

注 1. 総還元性向＝(配当総額＋自社株式取得総額)／修正連結利益(国内生命保険事業を除く。)
2. 修正連結利益とは、当社グループの修正ベースの利益総額をいいます。
修正連結利益を元に計算した当期修正連結ROEは7.8%となります。

※修正利益の計算方法は、以下のとおりであります。

事業区分	修正利益計算上の事業の定義	修正利益の計算方法
国内損害保険事業	損害保険ジャパン日本興亜株式会社、セゾン自動車火災保険株式会社、そんぽ２４損害保険株式会社の単体の合算	当期純利益 ＋異常危険準備金繰入額（税引後） ＋価格変動準備金繰入額（税引後） －有価証券の売却損益・評価損（税引後） －特殊要因
国内生命保険事業	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社	当期エンベディッド・バリュー（ＥＶ）増加額 －増資等資本取引 －金利等変動影響額
海外保険事業	海外保険子会社	当期純利益
金融・サービス事業	金融サービス事業、介護・ヘルスケア事業　など	当期純利益

※修正連結ROEの計算方法は、以下のとおりであります。

修正連結利益÷［連結純資産（除く生命保険子会社純資産）＋異常危険準備金（税引後）＋価格変動準備金（税引後）＋生命保険子会社ＥＶ］
※分母は、期首・期末の平均残高

■ 第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当社は、「安心・安全・健康」をテーマとするサービス産業への構造転換を果たすとともに、グローバルプレイヤーに伍して戦えるポジションの確立に向けて大きく舵を切ります。その実現に向けて、グループ・グローバルベースで「安心・安全・健康」にフォーカスした「ＳＯＭＰＯ」ブランドの強化を加速させることを目的として、現行定款第１条（商号）を変更し、2016年10月1日より当社の商号を「ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社」とするものであります。

なお、本定款一部変更の実施日につきましては、附則を設け、実施日経過後、これを削除するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款・変更定款案対照表

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更定款案
（商号） 第１条　当会社は、損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社と称する。 ２　英文では、Sompo Japan Nipponkoa Holdings, Inc.と表示する。	（商号） 第１条　当会社は、ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社と称する。 ２　英文では、Sompo Holdings, Inc.と表示する。
第２条～第42条　（略）	第２条～第42条　（現行どおり）
（新設）	附則
	第１条　第１条の変更は、2016年10月１日から実施する。なお、本附則は、第１条の変更の実施日経過後、これを削除する。

■ 第３号議案　取締役13名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役12名全員が任期満了となります。つきましては、新たに導入した事業オーナー制の定着および今後の事業拡大に向けた経営基盤の強化を図るため取締役１名を増員することとし、取締役13名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位および担当	その他
1	さくらだ　けん　ご **櫻田 謙悟**	グループＣＥＯ代表取締役社長社長執行役員 グループ経営全般の統括（最高経営責任者）	再 任
2	つじ　しん　じ **辻 伸治**	代表取締役副社長執行役員 グループＣＦＯ（最高財務責任者）、運用統括部、経理部、内部監査部（補佐）	再 任
3	え　はら　しげる **江原 茂**	取締役専務執行役員 海外保険事業オーナー、海外事業企画部、海外再保険室、東アジア部、東アジア部長	再 任
4	い　とう　しょうじ **伊東 正仁**	取締役常務執行役員 社長補佐	再 任
5	ふじくら　まさ　と **藤倉 雅人**	常務執行役員 グループＣＲＯ（最高リスク管理責任者）、海外経営管理部、法務部、リスク管理部	新 任
6	よしかわ　こういち **吉川 浩一**	常務執行役員 内部統制部、内部監査部	新 任
7	おくむら　みき　お **奥村 幹夫**	執行役員 介護・ヘルスケア事業オーナー、介護・ヘルスケア事業部	新 任
8	にしざわ　けい　じ **西澤 敬二**	取締役 国内損害保険事業オーナー、社長補佐	再 任
9	たかはし　かおる **髙橋 薫**	取締役 国内生命保険事業オーナー、社長補佐	再 任
10	の　はら　さ　わ　こ **野原 佐和子**	取締役	再 任 社外取締役候補者　独立役員
11	えんどう　いさお **遠藤 功**	取締役	再 任 社外取締役候補者　独立役員
12	むら　た　たま　み **村田 珠美**	取締役	再 任 社外取締役候補者　独立役員
13	**スコット・トレバー・デイヴィス** **(Scott Trevor Davis)**	取締役	再 任 社外取締役候補者　独立役員

取締役候補者（13名）

候補者番号 1. 櫻田 謙悟（さくらだ けんご）　再任



■ **生年月日**
1956年２月11日生

■ **取締役在任年数**
６年

■ **所有する当社の株式の数**
16,741株

■ **取締役会への出席状況（2015年度）**
14／15回（93%）

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1978年 ４月　安田火災海上保険株式会社入社
2005年 ７月　株式会社損害保険ジャパン執行役員金融法人部長
2007年 ４月　同社常務執行役員
2007年 ６月　同社取締役常務執行役員
2010年 ４月　当社取締役常務執行役員
2010年 ７月　当社取締役執行役員
　　株式会社損害保険ジャパン代表取締役社長社長執行役員
2011年 ６月　当社取締役
2012年 ４月　当社代表取締役社長社長執行役員
2014年 ９月　損害保険ジャパン日本興亜株式会社代表取締役会長会長執行役員
2015年 ４月　同社代表取締役会長
2015年 ７月　当社グループＣＥＯ代表取締役社長社長執行役員（現職）
　　損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役会長
2016年 ４月　同社取締役（現職）

＜担　当＞
グループ経営全般の統括（最高経営責任者）

＜重要な兼職の状況＞
損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役

■ **取締役候補者とした理由**

櫻田謙悟氏は、損害保険事業における経営統合、事業提携、経営企画、営業、システムなどの経験に加え、国際金融機関におけるグローバルキャリアを有し、2010年に株式会社損害保険ジャパンの代表取締役社長に就任、2012年に当社代表取締役社長に就任、2014年に損害保険ジャパン日本興亜株式会社の代表取締役会長に就任、2016年に同社取締役に就任しております。保険持株会社の経営全般、グローバル経営に知見を有しており、豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できることに加え、今後のグローバル展開・新規事業分野への進出においてこれらの知見が必要と判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 2. 辻 伸治（つじ しんじ） 再 任



■ **生年月日**
1956年12月10日生

■ **取締役在任年数**
5年

■ **所有する当社の株式の数**
17,750株

■ **取締役会への出席状況（2015年度）**
14／15回（93%）

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1979年 4月　安田火災海上保険株式会社入社
2008年 4月　株式会社損害保険ジャパン執行役員カスタマーサービス部長
2009年 4月　同社常務執行役員
2011年 6月　当社取締役常務執行役員
2012年 4月　当社取締役専務執行役員
2014年 4月　当社代表取締役副社長執行役員（現職）
2016年 4月　損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社取締役（現職）

＜担　当＞
グループＣＦＯ（最高財務責任者）、運用統括部、経理部、内部監査部（補佐）

＜重要な兼職の状況＞
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社取締役

■ **取締役候補者とした理由**

辻伸治氏は、損害保険事業における経理、広報、ＣＳＲ、営業などの経験に加え、当社においてはグループ会社の経営管理や経理・財務を担当し、2014年に当社代表取締役に就任しております。保険持株会社および損害保険事業における経営管理、財務全般に関する知見を有しており、豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 3. 江原（えはら） 茂（しげる）　再任



■ **生年月日**
1958年12月18日生

■ **取締役在任年数**
3年

■ **所有する当社の株式の数**
4,950株

■ **取締役会への出席状況（2015年度）**
15／15回（100%）

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1981年 4月	安田火災海上保険株式会社入社
2011年 4月	株式会社損害保険ジャパン執行役員企業商品業務部長
2013年 4月	当社執行役員 株式会社損害保険ジャパン取締役常務執行役員 日本興亜損害保険株式会社常務執行役員
2013年 6月	当社取締役執行役員
2014年 4月	株式会社損害保険ジャパン取締役常務執行役員東アジア部長 日本興亜損害保険株式会社常務執行役員東アジア部長
2014年 9月	当社取締役常務執行役員東アジア部長 損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役常務執行役員 東アジア部長
2014年12月	当社取締役常務執行役員 損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役常務執行役員
2016年 1月	当社取締役常務執行役員海外事業企画部長 損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役常務執行役員 海外事業企画部長
2016年 4月	当社取締役専務執行役員東アジア部長（現職） 損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役専務執行役員 東アジア部長（現職）

＜担　当＞
海外保険事業オーナー、海外事業企画部、海外再保険室、東アジア部、東アジア部長

＜重要な兼職の状況＞
損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役専務執行役員

■ **取締役候補者とした理由**

江原茂氏は、損害保険事業における海外事業、商品開発、再保険、営業などの経験を有し、当社においては海外事業におけるM＆Aや成長戦略を担当し、2013年に当社および株式会社損害保険ジャパンの取締役に就任しております。保険持株会社および損害保険事業における海外事業、再保険を含む企業商品分野に高い知見を有しており、豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 4. 伊東 正仁（いとう しょうじ） 再任



■ **生年月日**
1960年１月20日生

■ **取締役在任年数**
１年

■ **所有する当社の株式の数**
1,975株

■ **取締役会への出席状況（2015年度）**
12／12回（100%）

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1984年 ４月　日本火災海上保険株式会社入社
2013年 ４月　株式会社損害保険ジャパン執行役員千葉支店特命部長
　　日本興亜損害保険株式会社執行役員千葉支店長
2013年10月　株式会社損害保険ジャパン執行役員千葉支店長
2014年 ９月　損害保険ジャパン日本興亜株式会社執行役員千葉支店長
2015年 ４月　当社常務執行役員
　　損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役常務執行役員（現職）
2015年 ６月　当社取締役常務執行役員（現職）

＜担　当＞
社長補佐

＜重要な兼職の状況＞
損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役常務執行役員

■ **取締役候補者とした理由**

伊東正仁氏は、損害保険事業における経営企画、経営統合、保険金サービス、人事などの経験を有し、2015年に当社および損害保険ジャパン日本興亜株式会社の取締役に就任しております。保険持株会社および損害保険事業における保険金サービス、人事を含む経営全般に高い知見を有しており、豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 5. 藤倉 雅人（ふじくら まさと）

新 任



■ **生年月日**
1958年９月26日生

■ **所有する当社の株式の数**
3,350株

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1981年 ４月	安田火災海上保険株式会社入社
2012年 ４月	株式会社損害保険ジャパン執行役員保有・再保険部長
2013年 ４月	日本興亜損害保険株式会社執行役員保有・再保険部長
2014年 ４月	株式会社損害保険ジャパン常務執行役員米州部長
	日本興亜損害保険株式会社常務執行役員米州部長
2014年 ９月	当社執行役員米州部長
	損害保険ジャパン日本興亜株式会社常務執行役員米州部長
2015年 ４月	当社常務執行役員米州部長
2016年 ４月	当社常務執行役員（現職）
	損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役常務執行役員（現職）

＜担　当＞
グループＣＲＯ（最高リスク管理責任者）、海外経営管理部、法務部、リスク管理部

＜重要な兼職の状況＞
損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役常務執行役員

■ **取締役候補者とした理由**

藤倉雅人氏は、損害保険事業における海外事業、再保険（リスク管理）、財務、商品開発、営業などの経験を有し、2016年に損害保険ジャパン日本興亜株式会社の取締役に就任しております。損害保険事業における経営全般にかかる豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、新任取締役候補者としました。

候補者番号 6. 吉川 浩一（よしかわ こういち） 新 任



■ **生年月日**
1963年２月23日生

■ **所有する当社の株式の数**
3,500株

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1985年 ４月　興亜火災海上保険株式会社入社
2014年 ４月　株式会社損害保険ジャパン執行役員企業営業第七部長
　　日本興亜損害保険株式会社執行役員企業営業第七部長
2014年 ９月　損害保険ジャパン日本興亜株式会社執行役員企業営業第七部長
2016年 ４月　当社常務執行役員（現職）
　　損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役常務執行役員（現職）

＜担　当＞
内部統制部、内部監査部

＜重要な兼職の状況＞
損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役常務執行役員

■ **取締役候補者とした理由**

吉川浩一氏は、損害保険事業における人事、営業および生命保険事業における経営企画などの経験を有し、2016年に損害保険ジャパン日本興亜株式会社の取締役に就任しております。損害保険事業および生命保険事業における経営全般にかかる豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、新任取締役候補者としました。

候補者番号 7. 奥村 幹夫（おくむら みきお）

新 任



■ **生年月日**
1965年11月23日生

■ **所有する当社の株式の数**
800株

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1989年 4月　安田火災海上保険株式会社入社
2006年 4月　フィンテック グローバル株式会社入社
2007年12月　同社取締役投資銀行本部長
2015年 4月　当社執行役員経営企画部長
2016年 4月　当社執行役員（現職）

＜担　当＞
介護・ヘルスケア事業オーナー、介護・ヘルスケア事業部

■ **取締役候補者とした理由**

奥村幹夫氏は、損害保険事業における経営企画、海外事業などの経験に加え、海外子会社の経営経験、投資銀行における経営経験を有しており、また、当社においては経営企画、新規事業や介護事業などの経験を有しております。保険持株会社を含む様々な企業における経営全般にかかる豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、新任取締役候補者としました。

候補者番号 8. 西澤 敬二（にしざわ けいじ） 再任



■ **生年月日**
1958年２月11日生

■ **取締役在任年数**
４年

■ **所有する当社の株式の数**
6,000株

■ **取締役会への出席状況（2015年度）**
15／15回（100%）

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1980年 ４月　安田火災海上保険株式会社入社
2008年 ４月　株式会社損害保険ジャパン執行役員営業企画部長
2010年 ４月　同社常務執行役員
2010年 ６月　同社取締役常務執行役員
2011年10月　同社取締役常務執行役員自動車業務部長
2011年11月　同社取締役常務執行役員
2012年 ６月　当社取締役執行役員
2013年 ４月　株式会社損害保険ジャパン取締役専務執行役員
　　日本興亜損害保険株式会社専務執行役員
2014年 ４月　株式会社損害保険ジャパン代表取締役専務執行役員
2014年 ９月　損害保険ジャパン日本興亜株式会社代表取締役専務執行役員
2015年 ４月　当社取締役副社長執行役員
　　損害保険ジャパン日本興亜株式会社代表取締役副社長執行役員
2015年10月　当社取締役副社長執行役員新事業開発部長
2016年 １月　当社取締役副社長執行役員
2016年 ４月　当社取締役（現職）
　　損害保険ジャパン日本興亜株式会社代表取締役社長社長執行役員（現職）

＜担　当＞
国内損害保険事業オーナー、社長補佐

＜重要な兼職の状況＞
損害保険ジャパン日本興亜株式会社代表取締役社長社長執行役員

■ **取締役候補者とした理由**

西澤敬二氏は、損害保険事業における経営企画、人事、商品開発、営業、保険金サービス、システムなどの経験を有し、当社においては新規事業開発やシステムを担当し、2012年に当社取締役に就任、2014年に株式会社損害保険ジャパンの代表取締役、2016年４月には損害保険ジャパン日本興亜株式会社の代表取締役社長に就任しております。保険持株会社および損害保険事業における経営全般に関する知見を有しており、豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 9. 髙橋 薫（たかはし かおる）　再任



■ **生年月日**
1956年５月13日生

■ **取締役在任年数**
１年

■ **所有する当社の株式の数**
40,400株

■ **取締役会への出席状況（2015年度）**
12／12回（100%）

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1979年 ４月　安田火災海上保険株式会社入社
2008年 ４月　株式会社損害保険ジャパン執行役員人事部長
2010年 ４月　同社常務執行役員
2010年 ６月　同社取締役常務執行役員
　　損保ジャパンひまわり生命保険株式会社取締役
2012年 ４月　株式会社損害保険ジャパン代表取締役副社長執行役員
2013年 ４月　日本興亜損害保険株式会社副社長執行役員
2014年 ９月　損害保険ジャパン日本興亜株式会社代表取締役副社長執行役員
2015年 ４月　損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
　　代表取締役社長社長執行役員（現職）
2015年 ６月　当社取締役（現職）
2016年 ３月　ヒューリック株式会社取締役（現職）

＜担　当＞
国内生命保険事業オーナー、社長補佐

＜重要な兼職の状況＞
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社代表取締役社長社長執行役員
ヒューリック株式会社取締役（社外取締役）

■ **取締役候補者とした理由**

髙橋薫氏は、損害保険事業における経営企画、人事、営業などの経験を有し、2012年に株式会社損害保険ジャパンの代表取締役に就任、2015年に損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社の代表取締役社長に就任しております。保険持株会社、損害保険事業および生命保険事業における経営全般に関する知見を有しており、豊富な経験と実績を活かして取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 **10. 野原（のはら） 佐和子（さわこ）** 再任 社外取締役候補者 独立役員



■ **生年月日**
1958年１月16日生

■ **取締役在任年数**
３年

■ **所有する当社の株式の数**
０株

■ **取締役会への出席状況（2015年度）**
15／15回（100％）

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1988年12月　株式会社生活科学研究所入社
1995年 ７月　株式会社情報通信総合研究所入社
1996年 ４月　同社主任研究員
1998年 ７月　同社ＥＣビジネス開発室長
2000年12月　有限会社イプシ・マーケティング研究所取締役
2001年12月　株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長（現職）
2006年 ６月　日本電気株式会社取締役
2009年11月　慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授（現職）
2012年 ６月　株式会社損害保険ジャパン監査役
2013年 ６月　当社取締役（現職）
2014年 ６月　日本写真印刷株式会社取締役（現職）
　　株式会社ゆうちょ銀行取締役（現職）

＜重要な兼職の状況＞
株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授
日本写真印刷株式会社取締役（社外取締役）
株式会社ゆうちょ銀行取締役（社外取締役）

■ **社外取締役候補者とした理由**

野原佐和子氏は、経営者としての経験やＩＴ業界に関わる豊富な経験を有し、多角的かつ専門的な観点から当社の経営に適切な助言を行っており、また、同時に当社の重要戦略でもある女性活躍推進に関して貴重な助言を行っていることから、引き続き社外取締役候補者としました。

候補者番号 11. 遠藤 功（えんどう いさお）

再 任　社外取締役候補者　独立役員



■ **生年月日**
1956年５月８日生

■ **取締役在任年数**
２年

■ **所有する当社の株式の数**
200株

■ **取締役会への出席状況（2015年度）**
14／15回（93%）

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1979年 ４月　三菱電機株式会社入社
1988年10月　株式会社ボストン・コンサルティング・グループ入社
1992年10月　アンダーセン・コンサルティング入社
1996年10月　同社パートナー
1997年 ９月　日本ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社パートナー兼取締役
2000年 ５月　株式会社ローランド・ベルガー代表取締役社長
2006年 ４月　同社会長（現職）
　　早稲田大学大学院商学研究科教授
2011年 ５月　株式会社良品計画取締役（現職）
2013年 ３月　ヤマハ発動機株式会社監査役（現職）
2014年 ６月　当社取締役（現職）
　　日新製鋼株式会社取締役（現職）

＜重要な兼職の状況＞
株式会社ローランド・ベルガー会長
株式会社良品計画取締役（社外取締役）
ヤマハ発動機株式会社監査役（社外監査役）
日新製鋼株式会社取締役（社外取締役）

■ **社外取締役候補者とした理由**

遠藤功氏は、学識者としての幅広い見識と、経営者として、また、コンサルティングファームを通じての豊富な経験を有し、特に大学での「現場力」の実践的研究を通じて当社の経営に適切な助言を行っていることから、引き続き社外取締役候補者としました。

候補者番号 12. 村田（むらた） 珠美（たまみ）

再 任　社外取締役候補者　独立役員



■ **生年月日**
1960年１月18日生

■ **取締役在任年数**
２年

■ **所有する当社の株式の数**
０株

■ **取締役会への出席状況（2015年度）**
15／15回（100%）

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1988年 ４月　弁護士登録
2001年 ８月　村田法律事務所弁護士（現職）
2008年 ４月　第二東京弁護士会副会長
2014年 ６月　当社取締役（現職）

＜重要な兼職の状況＞
弁護士

■ **社外取締役候補者とした理由**

村田珠美氏は、弁護士としての豊富な知識と経験を有し、その知識と経験に基づく専門的な見地から当社の経営に適切な助言を行っており、また、同時に当社の重要戦略でもある女性活躍推進に関して貴重な助言を行っております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由から引き続き社外取締役候補者としました。

候補者番号 13. スコット・トレバー・デイヴィス (Scott Trevor Davis)　再 任　社外取締役候補者　独立役員



■ **生年月日**
1960年12月26日生

■ **取締役在任年数**
２年

■ **所有する当社の株式の数**
０株

■ **取締役会への出席状況（2015年度）**
15／15回（100%）

■ **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

2001年 ４月　麗澤大学国際経済学部国際経営学科教授
2004年 ５月　株式会社イトーヨーカ堂取締役
2005年 ９月　株式会社セブン＆アイ・ホールディングス取締役（現職）
2006年 ３月　株式会社ニッセン監査役
2006年 ４月　立教大学経営学部国際経営学科教授（現職）
2011年 ３月　株式会社ブリヂストン取締役（現職）
2014年 ６月　当社取締役（現職）

＜重要な兼職の状況＞
株式会社セブン＆アイ・ホールディングス取締役（社外取締役）
立教大学経営学部国際経営学科教授
株式会社ブリヂストン取締役（社外取締役）

■ **社外取締役候補者とした理由**

スコット・トレバー・デイヴィス氏は、学識者としての幅広い見識を有し、特に大学での経営戦略論やＣＳＲに関わる研究を通じて当社の経営に適切な助言を行っており、またグローバルな視点で多角的な助言を行っております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由から引き続き社外取締役候補者としました。

注 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 野原佐和子氏、遠藤功氏、村田珠美氏およびスコット・トレバー・デイヴィス氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は「社外役員の独立性に関する基準」（24頁）を定めており、各氏が本基準に掲げる審査事由に該当しておらず、独立性を有すると判断しております。
また、各氏は、株式会社東京証券取引所が定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 野原佐和子氏は、過去、当社子会社の社外監査役でありました。
4. 野原佐和子氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって３年となります。また、遠藤功氏、村田珠美氏およびスコット・トレバー・デイヴィス氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって２年となります。
5. 当社は会社法第427条第１項の規定に基づき、野原佐和子氏、遠藤功氏、村田珠美氏およびスコット・トレバー・デイヴィス氏との間で、会社法第423条第１項の責任について、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。各氏が社外取締役に選任（再任）された場合、当社は各氏との当該契約を継続する予定であります。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役　吉滿英一氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

監査役候補者（１名）

塙（はなわ）　昌樹（まさき）

新 任



■ 生年月日

1958年２月16日生

■ 所有する当社の株式の数

23,758株

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1981年 ４月　安田火災海上保険株式会社入社
2010年 ４月　株式会社損害保険ジャパン執行役員経営企画部長
2011年 １月　同社執行役員経営企画部長兼お客さまサービス品質向上室長
2011年 ４月　同社執行役員経営企画部長
2012年 ４月　同社常務執行役員
2013年 ４月　日本興亜損害保険株式会社常務執行役員
2014年 ４月　株式会社損害保険ジャパン取締役常務執行役員
2014年 ９月　損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役常務執行役員
2016年 ４月　同社顧問（現職）

■ 監査役候補者とした理由

塙昌樹氏は、損害保険事業および生命保険事業における経営企画や経理・財務などの経験を有しているほか、両事業における経営全般に幅広い見識を有しております。これらの豊富な知見と経験を当社の監査に反映していただくため、新任監査役候補者としました。

注．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

■役員選任方針

当社は、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の諮問結果を踏まえ、取締役会の決議により「役員選任方針」を定めております。その内容は次のとおりであります。

＜役員選任方針＞

当社の取締役および執行役員ならびに監査役の選任にあたっては、次の役員選任方針に則り、取締役および執行役員については、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会がその候補者を決定します。また、取締役会が監査役の選任に関する株主総会議案を決議する際には、取締役はあらかじめ監査役会とその候補者について協議する機会を設け、監査役会の同意を求めます。

1．取締役・監査役の選任方針

当社は子会社等を監督・指導するとともに、損害保険事業を中心に様々な事業を営む子会社等の経営戦略を包含したグループ全体の経営戦略を策定し、これを着実に遂行・実現する役割を担っています。この観点から、取締役会は、主要な事業会社の業務に精通した取締役を専門分野に偏りがないように経験や実績のバランスの確保を考慮して選任するほか、さらに多様かつ独立した視点・観点から経営課題等に対して客観的な判断を行うことを目的として、様々な分野で広い知見や経験を持つ会社経営者・学識者・法曹関係者等を社外取締役として複数選任し全体構成します。監査役会については、財務および会計に関する適切な知見を有する監査役を選任するほか、会社経営の経験や法曹分野等にかかわる専門的知見を有する者等、全体のバランスを考慮して選任します。

また、取締役・監査役選任にあたっては、保険会社向けの総合的な監督指針の内容を踏まえた選任基準等に基づき選任を行うほか、社外取締役・社外監査役については「社外役員の独立性に関する基準」を定め、この基準に照らし合わせて選任を行います。

なお、実質的な議論を行うことを目的として、定款の定めにより取締役は15名以内、監査役は７名以内とします。

2．執行役員の選任方針

当社は、執行役員の選任にあたり、「望ましい執行役員像」・「執行役員選任方針」を定め、必要な能力・資質、経験や実績のバランス等に関する基本的事項を定めており、これらの基準・方針に照らし合わせて選任を行います。

以　上

■社外役員の独立性に関する基準

当社は、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の諮問結果を踏まえ、取締役会の決議により「社外役員の独立性に関する基準」を定めております。その内容は次のとおりであります。

＜社外役員の独立性に関する基準＞

当社は、次に掲げる事項に基づいて社外取締役および社外監査役の当社からの独立性を判断します。

1．人的関係：本人と当社グループの役職員との親族関係、その出身会社と当社との役員の相互就任状況
2．資本的関係：本人またはその出身会社による当社株式保有、当社グループによる株式保有
3．取引関係：本人またはその出身会社と当社グループとの取引・寄付
4．その他の利害関係

社外取締役の候補者が次に掲げる事由に該当するときは、社外取締役を中心に組成する指名・報酬委員会が独立性の有無を審査し、取締役会が最終判断した後に、株主総会に選任議案を提出するとともに、各金融商品取引所の定める独立役員として届け出ます。

社外監査役にあっては、監査役会は本基準を斟酌し、株主総会に提出する監査役選任議案への同意を行います。

(1) 本人が当社または子会社の業務執行取締役、執行役員または部長職以上の使用人の配偶者または３親等以内の親族であること。
(2) 本人が当社から見て「社外役員の相互就任の関係」[注1]にある会社の出身者[注2]であること。
(3) 当社および子会社が本人の出身会社[注3]の株式の５％以上を保有していること。
(4) 本人またはその出身会社[注3]が当社株式の５％以上を保有していること。
(5) 当社および子会社が本人の出身会社[注3]を主要な取引先[注4]としていること。
(6) 本人またはその出身会社[注3]が当社および子会社を主要な取引先[注4]としていること。
(7) 本人またはその所属団体が当社または子会社の会計監査人であること。
(8) 本人またはその出身団体が当社および子会社から合算して年額1,000万円以上の寄付を受けていること。
(9) 上記各号のほかに独立性を疑わせる重要な利害関係のあること。

注 1. 社外役員の相互就任の関係とは、当社の出身者が社外役員として現任している会社から社外役員を迎え入れることをいう。
2. 出身者とは、業務執行取締役、執行役員または部長職以上の使用人として現任し、または、過去10年間においてその経験のある者をいう。
3. 出身会社とは、本人が業務執行取締役、執行役員または部長職以上の使用人として現任し、または過去10年間においてその経験のある会社をいう。
4. 主要な取引先とは、取引金額が双方いずれかにおいて、連結売上高の２％以上（融資取引にあっては連結総資産の２％以上）であることをいう。
なお、本人と当社等との個人取引にあっては、当社等からの報酬等支払額が年額1,000万円以上であることをいい、本人が専門的サービス（弁護士・会計士など）を提供する団体に所属する場合にあっては、当社等から出身団体への報酬等支払額が年額1,000万円以上であることをいう。

以　上

■ 第５号議案　株式報酬制度に関する額および内容決定の件

現在、当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、基本報酬、株式報酬型ストックオプションにより構成されております。これらのうち、基本報酬に係る金銭報酬の支給限度額は、2011年６月27日開催の第１回定時株主総会においてご承認いただいたとおりです。

本議案は、基本報酬とは別に、上記の報酬のうち、株式報酬型ストックオプションに代えて、新たな株式報酬制度の導入をお願いするものであります。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役（社外取締役を除く。）および執行役員、ならびに当社の主要グループ会社の取締役（社外取締役を除く。）および執行役員（以下あわせて「当社グループの役員」といいます。）に対して、当社および主要グループ会社（以下「当社グループ」といいます。）の取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です（以下かかる金銭信託により設定される信託を「本信託」といいます。）。

なお、本議案の承認可決を条件として、2011年６月27日開催の第１回定時株主総会においてご承認いただいた株式報酬型ストックオプションを廃止し、当社の取締役に対して、当該株式報酬型ストックオプションとして新規に新株予約権を付与しないことといたします。

１．提案の理由および当該報酬等を相当とする理由

本議案は、当社グループの役員の報酬と業績および株式価値の連動性をより明確にし、当社グループの役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）の導入をお願いするものであります。当社としては、かかる目的に鑑み、本議案の内容は相当であるものと考えております。

当社の取締役の報酬等の額および内容については、2011年６月27日開催の第１回定時株主総会において取締役の報酬等の額（年額400百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）および取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション報酬額（年額100百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）についてご承認をいただいておりますが、このうち株式報酬型ストックオプション報酬額を廃止し、取締役（社外取締役を除く。）に対する新たな株式報

酬として、下記２．の枠内で支給することといたしたく存じます。また、本制度の詳細につきましては、同下記２．の枠内で、当社の取締役会にご一任いただきたく存じます。

現時点において、本制度の対象となる当社の取締役は８名ですが、第３号議案のご承認が得られますと、本制度の対象となる当社の取締役は９名となります。

２．本制度における報酬等の額および内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社グループの役員に対して、当社グループの取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度であり、当社グループの役員が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として当社グループの役員の退任時とします。

(2) 本制度の対象者

本制度の対象者は、当社グループの役員とします。

(3) 当社が本信託に拠出する金額の上限

当社は、2017年３月末日で終了する事業年度から2019年３月末日で終了する事業年度までの３事業年度（以下当該３事業年度の期間および当該３事業年度の経過後に開始する３事業年度ごとの期間をそれぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入します。当初の対象期間に関して本制度に基づく当社グループの役員への交付を行うために必要となる株式を本信託が先行して取得するための資金として当社が本信託に拠出する額は、当社取締役分として300百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、当社グループの役員合計で2,000百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）を上限とします。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に、上記株式の取得資金として追加拠出を行います。対象期間ごとに追加拠出する額は、当社取締役分として300百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、当社グループの役員合計で2,000百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）を上限とします。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（当社グループの役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、当

社グループの役員に対する株式の交付が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本株主総会で承認を得た上限の範囲内とします。

(4) 当社株式の取得方法および本信託が取得する株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、株式市場を通じてこれを実施します。当初の対象期間につきましては、本信託設定（2016年８月予定）後遅滞なく、78万株を上限として取得するものとします。

(5) 当社グループの役員に交付される当社株式等の具体的な内容

当社グループは、各事業年度に関して、当社グループの役員の職務内容や責任等に応じて付与する基準ポイントをもとに、株式価値および連結業績をマーケットと対比して計算される数のポイントを当社グループの役員に付与します。当社グループの役員に付与されるポイントは、下記（6）の当社株式等の交付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。

１事業年度に付与されるポイント数の合計は、当社取締役は４万ポイント（当社普通株式４万株相当）、当社グループの役員合計は26万ポイント（当社普通株式26万株相当）を上限とします。これは、現在の当社グループの役員に対する役員報酬支給水準および当社の株価水準、当社グループの役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

ただし、本議案の承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合が行われた場合には、その比率等に応じて、１ポイント当たりの当社普通株式換算比率について合理的な調整を行います。

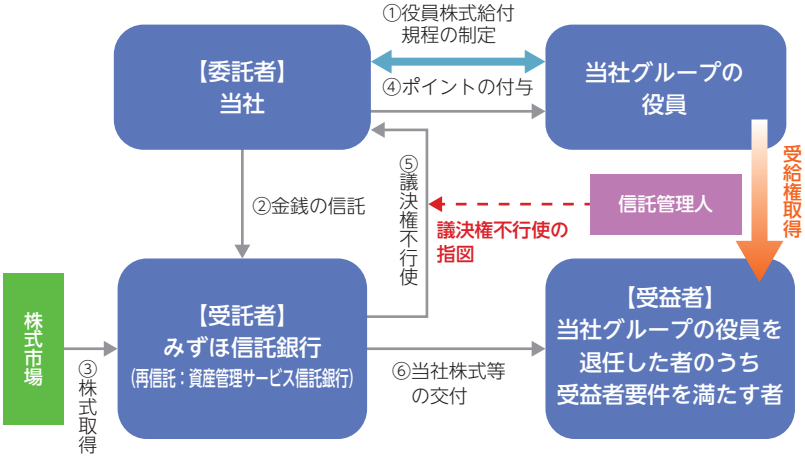
(6) 当社グループの役員に対する交付時期

当社グループの役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該当社グループの役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時までに付与されたポイントを累積した数に応じた当社株式について、原則として退任後に本信託から交付を受けることができます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当社株式の交付に代えて、時価で換算した金銭の給付を受ける場合があります。

なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

（参考）本制度の仕組み

＜本制度の仕組み＞



①当社グループは、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。

②当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。

③本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社株式を、株式市場を通じて取得します。

④当社は、「役員株式給付規程」に基づき当社グループの役員にポイントを付与します。

⑤本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式にかかる議決権を行使しないこととします。

⑥本信託は、当社グループの役員を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を交付します。ただし、当社グループの役員が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の交付に代えて、当社株式の時価相当の金銭を交付します。

以　上

添　付　書　類

添付書類（1）

2015年度（2015年４月１日から2016年３月31日まで）事業報告

■１ 保険持株会社の現況に関する事項

（1）企業集団の事業の経過および成果等

企業集団の主要な事業内容

当社グループは、2015年度末現在、損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）、連結子会社94社および持分法適用関連会社２社等で構成されており、国内損害保険事業、国内生命保険事業、海外保険事業および金融・サービス事業を営んでおります。主要な事業は、国内損害保険事業であります。

金融経済環境ならびに企業集団を巡る当該事業年度における事業の経過および成果

当期の世界経済は、先進国を中心に全体としては緩やかな回復を続けたものの、新興国が減速するなど弱さも見られました。わが国経済は、雇用・所得環境等が改善し緩やかな回復が続いたものの、個人消費が力強さを欠くなど、弱い動きも見られました。損害保険業界におきましては、台風等国内自然災害の影響はあったものの、商品・料率改定などにより事業環境に改善がみられました。

（当社の取組）

当社は、グループ・グローバルベースの対応力を強化するために組織を見直し、持株会社としてグループ各社への最適な経営資源配分とグループ各社の経営管理・指導を行うとともに、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、コーポレート・ガバナンスのさらなる改善に継続して取り組んでおります。

当社グループは、「お客さまの視点ですべての価値判断を行い、保険を基盤としてさらに幅広い事業活動を通じ、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスをご提供し、社会に貢献していく」というグループ経営理念のもと、真のサービス産業として「お客さま評価日本一」を原動力に、世界で伍していくグループを目指しております。

2015年度は2012年11月に当社が策定したグループ経営計画（前中期経営計画）の最終年度でありましたが、修正連結利益は2,155億円、修正連結ＲＯＥは7.8%となり、経営数値目標であった「2015年度の修正連結利益1,800～2,100億円、修正連結ＲＯＥ7.0%以上（注1）」のいずれも達成しました。

前中期経営計画の達成状況

		計画値（2012年11月公表）	成果（2015年度）
修正連結利益		1,800～2,100億円	2,155億円
修正連結ROE		7.0%以上	7.8%
国内損害保険事業	修正利益	700～800億円	1,108億円
国内生命保険事業	修正EV増加額	1,000～1,100億円	834億円
海外保険事業	当期純利益	140～200億円	193億円
金融・サービス事業	当期純利益	20～30億円	18億円

（国内損害保険事業）

国内損害保険事業におきましては、損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「損保ジャパン日本興亜」といいます。）は「お客さま評価日本一/Ｎｏ．１」を最重要の経営戦略目標と位置づけ、販売基盤および迅速かつ適時・適切な保険金のお支払いに向けた保険金支払管理態勢のさらなる強化など、業務品質ならびに事業効率の向上に全社を挙げて取り組んでおります。また、今後の事業環境やマーケットの変化に迅速に対応し、お客さまに最高品質のサービスを提供し続けるビジネスプロセスを構築するため、2015年４月から「未来革新プロジェクト」をスタートさせました。2015年10月には本プロジェクトに係るシステム開発会社としてＳＯＭＰＯシステムイノベーションズ株式会社を設立し、取組を加速させております。

また、セゾン自動車火災保険株式会社とそんぽ２４損害保険株式会社では直販型損害保険事業を展開しており、多様化するお客さまニーズに対応しております。

（国内生命保険事業）

国内生命保険事業におきましては、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社（以下「損保ジャパン日本興亜ひまわり生命」といいます。）が、2015年４月に医療保険の新商品「新・健康のお守り ハート」を発売しました。2015年７月には医療保険「新・健康のお守り」と女性のための医療保険「フェミニーヌ」のインターネット申込の受付を開始し、お客さまの利便性向上にも取り組んでおります。

また、2016年２月に米国を拠点に健康とフィットネスを結び付けるビジネスを展開するFitbit,Inc（フィットビット社）と共同のプロジェクトチームを立ち上げ、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命のお客さまを対象に、健康で活動的な生活を支援する取組を行うことに合意し、試験的な運用を開始しました。

（海外保険事業）

海外保険事業におきましては、グループの成長戦略の一翼を担う事業と位置づけ、収益性や成長が見込まれる国・地域を中心に経営資源を投入しております。

当社は、2014年以降、英国ロイズ保険マーケットを中心にスペシャルティ分野の保険引受事業を順調に拡大しております。また、2015年11月にグループの再保険事業を再編し、Sompo Japan Canopius Reinsurance AG（ＳＯＭＰＯジャパンキャノピアス再保険社）を再保険事業拡大のプラットフォームとすることにより、海外保険事業を引き続き積極的に展開してまいります。

（金融・サービス事業）

金融・サービス事業におきましては、アセットマネジメント事業、確定拠出年金事業のほか、介護・ヘルスケア事業、アシスタンス事業、住宅リフォーム事業などを展開しております。

特に、介護・ヘルスケア事業におきましては、2015年12月にワタミの介護株式会社を完全子会社化するとともに、社名をＳＯＭＰＯケアネクスト株式会社に変更しました。また、2016年３月には株式会社メッセージを子会社化し、介護事業の運営に本格参入しました。当社は2016年度から「介護・ヘルスケア事業」を国内損害保険事業、国内生命保険事業および海外保険事業と並ぶ重要な事業と位置付け、当社グループが有する広範なネットワークおよびグループ事業を通じて培った経営資源・ノウハウを活かした最高品質の介護サービスの提供を目指してまいります。

（ＣＳＲ）

ＣＳＲ（企業の社会的責任）の観点におきましては、新中期経営計画や国際社会の最新動向などを見据えて重点課題の見直しを行い、グループ横断でさまざまな取組を行っております。2015年度は東南アジアでの「天候インデックス保険」の提供が評価され、国連開発計画「ビジネス行動要請（BCtA）」への参加を認められるとともに、損保ジャパン日本興亜が環境省「21世紀金融行動原則 環境大臣賞」を受賞しました。

（ダイバーシティ）

ダイバーシティの観点におきましては、「グループ人事ビジョン」を定めてグループ横断で女性活躍の推進やグローバルベースの人材活用に注力しております。損保ジャパン日本興亜は、女性のキャリアアップのための異業種交流会を全国で開催し、自治体との包括提携を通じて地域とともにダイバーシティを推進しております。このような取組が評価され、公益財団法人日本生産性本部が主催する「女性活躍パワーアップ大賞」において「優秀賞」を受賞しました。

また、海外グループ会社のスタッフが国内グループ会社で実務研修を行う「Exchange Program」を開始しており、国境を越えた人材配置を実施しております。

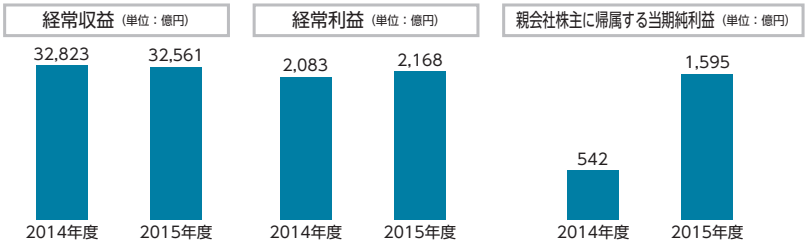
当期の業績

当社の連結業績は次のとおりとなりました。

経常収益は、保険引受収益が３兆210億円、資産運用収益が2,032億円、その他経常収益が318億円となった結果、前期に比べて261億円減少して３兆2,561億円となりました。一方、経常費用は、保険引受費用が２兆5,266億円、資産運用費用が282億円、営業費及び一般管理費が4,650億円、その他経常費用が193億円となった結果、前期に比べて347億円減少して３兆393億円となりました。

この結果、経常収益から経常費用を差し引いた当期の経常損益は、前期に比べて85億円増加して、2,168億円の経常利益となりました。経常利益に特別利益、特別損失、法人税等合計などを加減した親会社株主に帰属する当期純損益は、前期に比べて1,053億円増加して1,595億円の純利益となりました。

	2014年度	2015年度	増減
経常収益	３兆2,823億円	３兆2,561億円	△261億円
経常利益	2,083億円	2,168億円	85億円
親会社株主に帰属する当期純利益	542億円	1,595億円	1,053億円



当社単体の業績につきましては、子会社からの配当金として1,250億円、経営管理料として57億円を受領した結果、営業収益が1,307億円となりました。経常損益は前期に比べて919億円増加し、1,250億円の経常利益となり、当期純損益は前期に比べて919億円増加し、1,250億円の当期純利益となりました。

損保ジャパン日本興亜単体の業績につきましては、正味収入保険料は２兆2,184億円と前期に比べて371億円の増加となりました。経常損益は前期に比べて170億円減少し、1,780億円の経常利益となり、当期純損益は前期に合併関連費用871億円を特別損失に計上したことなどにより、前期に比べて812億円増加し、1,262億円の当期純利益となりました。

なお、損保ジャパン日本興亜単体の業績は、合併前の日本興亜損害保険株式会社の業績を合算して比較しております。

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の業績につきましては、個人保険と個人年金保険を合計した保有契約高は21兆6,421億円と前期に比べて5,990億円の増加、新契約高は２兆2,403億円と前期に比べて1,483億円

の減少となりました。経常損益は225億円の経常利益となり、当期純損益は116億円の当期純利益となりました。

資産運用の概況

当期末の連結総資産は、10兆1,867億円となりました。有価証券の評価差額から法人税等相当額を控除したその他有価証券評価差額金（純資産の部）は、8,259億円となりました。

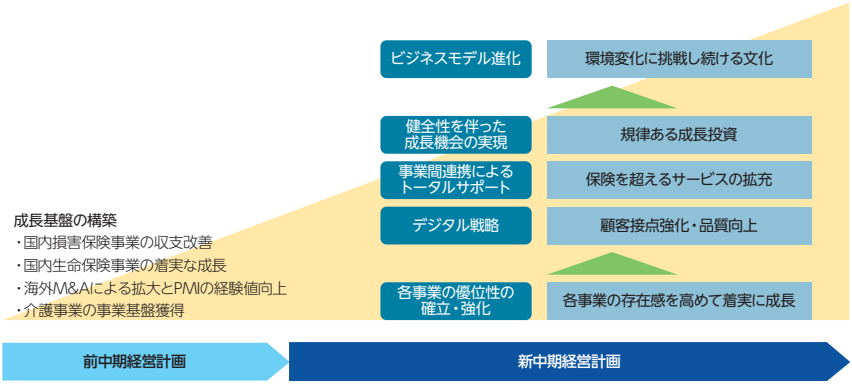
また、当期の資産運用収益・費用につきましては、利息及び配当金収入、有価証券売却益、積立保険料等運用益振替などを加減した資産運用収益は2,032億円、有価証券売却損、有価証券評価損などの資産運用費用は282億円となりました。

対処すべき課題

国内の人口減少・急速な高齢化、大規模自然災害の常態化、指数関数的に進化するテクノロジーとそれに伴うお客さまの行動変化など、当社グループを取り巻く環境は非連続かつ大きく変化していくことが予想されます。当社グループが持続的な成長を果たしていくためには、これらの変化をいち早く察知し、柔軟かつ迅速に対応していくことが求められます。

当社は、こうした環境変化の中においても持続的な成長を通して、「お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービス」の提供を目指すグループ経営理念を実現していくため、新たな成長戦略として、2016年5月に2020年度を最終年度とする新中期経営計画を策定しました。

新中期経営計画のロードマップ



新中期経営計画では、前中期経営計画において実現した成長サイクルを基盤とし、非連続な環境変化に対する強靭かつ敏捷な対応力を兼ね備えたグループへの進化を目指します。

新中期経営計画の経営数値目標である「2018年度の修正連結利益1,800～2,200億円、修正連結ＲＯＥ8.0%以上（注１）」の達成に向けて、グループをあげて取り組んでまいります。

		2015年度 実績	2016年度 業績予想	2018年度 経営数値目標
修正連結利益		1,643億円 (2,155億円)	1,600億円 (1,970億円)	1,800～2,200億円 (2,200～2,600億円)
修正連結ROE		6.9% (7.8%)	6.8% (7.4%)	8.0%以上 (8.0%以上)
国内損害保険事業	修正利益	1,119億円	1,206億円	1,170億円以上
国内生命保険事業	修正利益	304億円	230億円	320億円以上
介護・ヘルスケア事業等	当期純利益	15億円	8億円	80億円以上
海外保険事業	当期純利益	204億円	150億円	230億円以上

※１ 修正連結利益の目標数値のうち、国内生命保険事業については、前中期経営計画では「当期エンベディット・バリュー（ＥＶ）増加額」としていましたが、新中期経営計画では「当期純利益」に対して修正を加えた指標に変更しております。計算方法につきましては、（注１）をご参照ください。

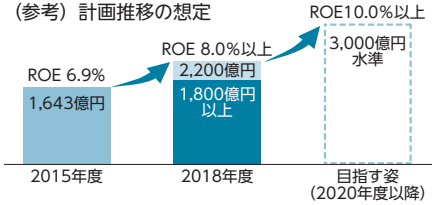
※２ 参考として、（ ）内に前中期経営計画ベースに換算した額を表示しております。

※３ 修正利益および修正連結ＲＯＥの経営数値目標については、2017年４月に消費税が８％から10%に増税されることを前提としております。

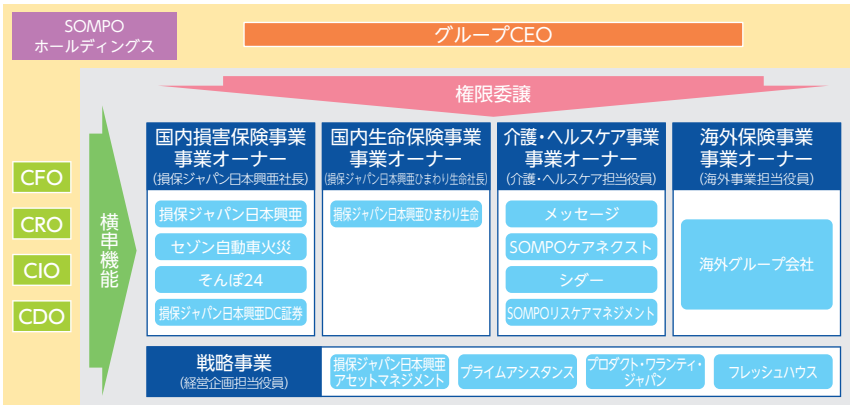
新中期経営計画のターゲット

	2018年度目標	目指す姿（2020年度以降）
修正連結利益	1,800～2,200億円	グローバルトップ10水準へ (3,000億円水準)
修正連結ROE	8.0%以上	10.0%以上

（参考）計画推移の想定



なお、当社は、新中期経営計画の実現に向けて、2016年10月１日付けで当社の社名を「ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社」に変更し、「安心・安全・健康」の「ＳＯＭＰＯ」ブランドの強化を推進していく方針です。また、非連続な環境変化に対する強靭かつ敏捷な経営体制を確立するために、2016年4月1日付けでグループ経営体制を変更し、各事業部門（国内損害保険事業、国内生命保険事業、介護・ヘルスケア事業、海外保険事業）のトップを事業オーナーと位置付け、事業オーナーに事業戦略立案・投資判断・人材配置などの権限を委譲することによって、大きな環境変化に対して、お客さまにより近い事業部門が柔軟かつ俊敏な意思決定・業務執行を行う「事業オーナー制」を導入しました。



引き続き、当社はグループを挙げてお客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスをご提供し、企業価値を向上してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

注1. 修正利益の計算方法および修正連結ＲＯＥの計算方法は、以下のとおりであります。

		新中期経営計画	（参考）前中期経営計画
事業部門別修正利益	国内損害保険事業※1	当期純利益 ＋異常危険準備金繰入額（税引後） ＋価格変動準備金繰入額（税引後） －有価証券の売却損益・評価損（税引後） －特殊要因（子会社配当など）	当期純利益 ＋異常危険準備金繰入額（税引後） ＋価格変動準備金繰入額（税引後） －有価証券の売却損益・評価損（税引後） －特殊要因
	国内生命保険事業	当期純利益 ＋危険準備金繰入額（税引後） ＋価格変動準備金繰入額（税引後） ＋責任準備金補正（税引後） ＋新契約費繰延（税引後） －新契約費償却（税引後）	当期エンベディッド・バリュー（EV）増加額 －増資等資本取引 －金利等変動影響
	介護・ヘルスケア事業等※2	当期純利益	当期純利益
	海外保険事業	当期純利益（主な非連結子会社含む）	当期純利益（非連結子会社除く）
修正連結利益		事業部門別修正利益の合計	事業部門別修正利益の合計
修正連結純資産		連結純資産（除く国内生命保険事業純資産） ＋国内損害保険事業異常危険準備金（税引後） ＋国内損害保険事業価格変動準備金（税引後） ＋国内生命保険事業修正純資産※3	連結純資産（除く国内生命保険事業純資産） ＋国内損害保険事業異常危険準備金（税引後） ＋国内損害保険事業価格変動準備金（税引後） ＋国内生命保険事業EV
修正連結ROE		修正連結利益÷修正連結純資産 （分母は期首・期末の平均残高）	修正連結利益÷修正連結純資産 （分母は期首・期末の平均残高）

※1 国内損害保険事業は、損保ジャパン日本興亜、セゾン自動車火災、そんぽ２４、損保ジャパン日本興亜保険サービス、損保ジャパン日本興亜DC証券の合計

※2 介護・ヘルスケア事業等は、メッセージ、ＳＯＭＰＯケアネクスト、シダー、ＳＯＭＰＯリスケアマネジメント、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント、プライムアシスタンス、プロダクト・ワランティ・ジャパン、フレッシュハウスの合計

※3 国内生命保険事業修正純資産＝国内生命保険事業純資産（日本会計基準）＋危険準備金（税引後）＋価格変動準備金（税引後）＋責任準備金補正（税引後）＋未償却新契約費（税引後）

2. 本事業報告（以下の諸表を含みます。）における金額および持株数等は記載単位未満を切り捨てて表示し、持株比率等の比率は記載単位未満を四捨五入して表示しております。

(2) 企業集団および保険持株会社の財産および損益の状況の推移

イ　企業集団の財産および損益の状況の推移

区　分	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
経常収益	2,843,226	3,008,339	3,282,343	3,256,186
経常利益	104,783	112,391	208,309	216,853
親会社株主に帰属する当期純利益	43,618	44,169	54,276	159,581
包括利益	319,047	149,965	469,485	△116,689
純資産額	1,283,488	1,390,153	1,829,852	1,652,839
総資産	9,178,198	9,499,799	10,253,431	10,186,746

ロ　保険持株会社の財産および損益の状況の推移

区　分	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業収益	39,124	27,581	36,568	130,741
受取配当金	36,720	24,675	32,907	125,000
保険業を営む子会社等	36,720	24,675	31,900	124,500
その他の子会社等	—	—	1,007	500
当期純利益	36,980	24,951	33,070	125,024
1株当たり当期純利益	89円11銭	60円43銭	80円94銭	308円85銭
	百万円	百万円	百万円	百万円
総資産	917,834	905,183	914,729	1,077,485
保険業を営む子会社等株式等	875,453	875,453	853,953	821,651
その他の子会社等株式等	4,322	4,322	4,322	100,026

(3) 企業集団の主要な事務所の状況

イ　保険持株会社の状況

(2016年３月31日現在)

事務所名	所在地	設置年月日
本社	東京都新宿区西新宿一丁目26番１号	2010年４月１日

ロ　子法人等の状況

(2016年３月31日現在)

事業セグメント	会社名	事務所名	所在地	設置年月日
国内損害保険事業	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	本社	東京都新宿区西新宿一丁目26番１号	1976年７月21日
	セゾン自動車火災保険株式会社	本社	東京都豊島区東池袋三丁目１番１号	1982年９月22日
	そんぽ２４損害保険株式会社	本社	東京都豊島区東池袋三丁目１番１号	2000年７月24日
	損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社	本社	東京都新宿区西新宿二丁目１番１号	2011年７月１日
国内生命保険事業	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社	本社	東京都新宿区西新宿六丁目13番１号	2011年10月１日
海外保険事業	Sompo Canopius AG	本社	Freigutstrasse 16, 8002, Zurich, Switzerland	2015年９月２日
	Yasuda Maritima Seguros S.A.	本社	Rua Cubatão, 320, Paraíso São Paulo-SP, CEP04013-001-Brazil	2014年10月21日
金融・サービス事業	株式会社メッセージ	本社	岡山市南区西市522番地１	2014年７月１日
	ＳＯＭＰＯケアネクスト株式会社	本社	東京都大田区羽田一丁目１番３号	1992年11月11日
	株式会社全国訪問健康指導協会	本社	東京都千代田区神田淡路町一丁目２番３号	2005年８月23日
	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社	本社	東京都中央区日本橋二丁目２番16号	2009年11月24日
	損保ジャパン日本興亜ＤＣ証券株式会社	本社	東京都新宿区西新宿一丁目25番１号	1999年５月10日

(4) 企業集団の使用人の状況

イ　保険持株会社の状況

区　分	前期末	当期末	当期増減（△）	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
使用人	440名	488名	48名	43.4歳	18.3年	648千円

注 1. 使用人数は、当社連結子会社との兼務者を含む就業人員数であります。また、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。
2. 平均勤続年数は、当社連結子会社における勤続年数を通算しております。
3. 平均給与月額は、2016年３月の平均給与月額（時間外手当を含みます。）であり、賞与を含んでおりません。

ロ　企業集団の状況

事業セグメント	前　期　末	当　期　末	当期増減（△）
	名	名	名
国内損害保険事業	28,210	27,483	△727
国内生命保険事業	2,719	2,788	69
海外保険事業	4,394	4,563	169
金融・サービス事業	763	10,492	9,729
合　計	36,086	45,326	9,240

注 1. 使用人数は、当社および当社連結子会社（本項において、以下「グループ」といいます。）の合計であります。
また、グループからグループ以外への出向者を除き、グループ以外からグループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 当社の使用人数は、金融・サービス事業に含めて記載しております。
3. 金融・サービス事業の使用人数の増加は、主に株式会社メッセージおよびその傘下会社ならびにＳＯＭＰＯケアネクスト株式会社を当社の連結子会社としたこと等によるものであります。

(5) 企業集団の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(6) 企業集団の資金調達の状況

該当事項はありません。

(7) 企業集団の設備投資の状況

イ　設備投資の総額

事業セグメント	金　　額
	百万円
国内損害保険事業	14,071
国内生命保険事業	813
海外保険事業	4,782
金融・サービス事業	403
合　　計	20,070

注.　当社の設備投資の金額は、金融・サービス事業に含めて記載しております。

ロ　重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(8) 重要な親会社および子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当事項はありません。

ロ　子会社等の状況

（2016年３月31日現在）

会　社　名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
(連結子会社)						
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区	国内損害保険事業	1944年2月12日	70,000百万円	100.0%	—
セゾン自動車火災保険株式会社	東京都豊島区	国内損害保険事業	1982年9月22日	26,610百万円	99.5% (99.5%)	—
そんぽ２４損害保険株式会社	東京都豊島区	国内損害保険事業	1999年12月６日	19,000百万円	100.0% (100.0%)	—
損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社	東京都新宿区	国内損害保険事業	1989年2月28日	1,845百万円	100.0% (100.0%)	—
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社	東京都新宿区	国内生命保険事業	1981年7月７日	17,250百万円	100.0%	—
Sompo America Holdings Inc.	デラウェア(アメリカ)	海外保険事業	2013年1月２日	1,140千USD (128百万円)	100.0% (100.0%)	(注２)
Sompo Japan Insurance Company of America	ニューヨーク(アメリカ)	海外保険事業	1962年8月９日	13,742千USD (1,548百万円)	100.0% (100.0%)	—
Sompo Canopius AG	チューリッヒ(スイス)	海外保険事業	2012年4月17日	100千CHF (11百万円)	100.0% (100.0%)	(注３) (注４)

会　社　名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
Canopius Managing Agents Limited	ロンドン（イギリス）	海外保険事業	1980年8月27日	308千GBP（49百万円）	100.0%（100.0%）	—
Sompo Japan Canopius Reinsurance AG	チューリッヒ（スイス）	海外保険事業	2006年1月26日	100,000千CHF（11,674百万円）	100.0%（100.0%）	（注5）
Canopius US Insurance, Inc.	イリノイ（アメリカ）	海外保険事業	2006年9月5日	3,500千USD（394百万円）	100.0%（100.0%）	—
Sompo Japan Nipponkoa Insurance Company of Europe Limited	ロンドン（イギリス）	海外保険事業	1993年8月20日	173,700千GBP（28,125百万円）	100.0%（100.0%）	—
Sompo Japan Sigorta Anonim Sirketi	イスタンブール（トルコ）	海外保険事業	2001年3月30日	45,498千TRY（1,809百万円）	90.0%（90.0%）	—
Sompo Japan Nipponkoa Holdings (Asia) Pte. Ltd.	シンガポール（シンガポール）	海外保険事業	2008年8月1日	790,761千SGD（65,878百万円）	100.0%（100.0%）	—
Tenet Sompo Insurance Pte. Ltd.	シンガポール（シンガポール）	海外保険事業	1989年12月14日	418,327千SGD（34,850百万円）	100.0%（100.0%）	—
Berjaya Sompo Insurance Berhad	クアラルンプール（マレーシア）	海外保険事業	1980年9月22日	118,000千MYR（3,377百万円）	70.0%（70.0%）	—
Sompo Japan Nipponkoa Insurance (China) Co., Ltd.	大連（中国）	海外保険事業	2005年5月31日	500,000千CNY（8,695百万円）	100.0%（100.0%）	—
Sompo Japan Nipponkoa Insurance (Hong Kong) Company Limited	香港（中国）	海外保険事業	1977年3月25日	270,000千HKD（3,923百万円）	97.8%（97.8%）	—
Yasuda Maritima Seguros S.A.	サンパウロ（ブラジル）	海外保険事業	1943年10月8日	950,246千BRL（29,752百万円）	99.9%（99.9%）	—
Yasuda Maritima Saude Seguros S.A.	サンパウロ（ブラジル）	海外保険事業	2001年6月12日	94,607千BRL（2,962百万円）	100.0%（100.0%）	—
株式会社メッセージ	岡山県岡山市	金融・サービス事業（介護・ヘルスケア事業）	1997年5月26日	3,925百万円	94.6%	（注6）
ＳＯＭＰＯケアネクスト株式会社	東京都大田区	金融・サービス事業（介護・ヘルスケア事業）	1992年11月11日	5,095百万円	100.0%	（注7）
株式会社全国訪問健康指導協会	東京都千代田区	金融・サービス事業（介護・ヘルスケア事業）	1991年4月12日	1,286百万円	100.0%	—
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社	東京都中央区	金融・サービス事業（アセットマネジメント事業）	1986年2月25日	1,550百万円	100.0%	—
損保ジャパン日本興亜ＤＣ証券株式会社	東京都新宿区	金融・サービス事業（確定拠出年金事業）	1999年5月10日	3,000百万円	100.0%（100.0%）	—

会　社　名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
(持分法適用関連会社)						
日立キャピタル損害保険株式会社	東京都千代田区	国内損害保険事業	1994年6月21日	6,200百万円	20.6% (20.6%)	—
Universal Sompo General Insurance Company Limited	ムンバイ(インド)	海外保険事業	2007年1月5日	3,500,000千INR (5,950百万円)	26.0% (26.0%)	—

注 1. 本表は、重要な連結子会社および持分法適用関連会社について記載しております。
2. Sompo Japan Nipponkoa Holdings (Americas) Inc.は、2015年6月4日に社名をSompo America Holdings Inc.に変更しております。
3. Canopius Holdings Limitedは、本店所在地を英国領バミューダからスイスに移転し、当社の連結子会社であったCanopius Group Limitedに代わりSompo Canopiusグループの最上位持株会社となるとともに、社名をSompo Canopius AGに変更しております。
4. Canopius Group Limitedは、2015年12月22日に清算し、同社は当社の連結子会社ではなくなっております。
5. Canopius Reinsurance Limitedは、2015年11月23日に本店所在地を英国領バミューダからスイスに移転し、社名をSompo Japan Canopius Reinsurance AGに変更しております。
6. 当社は、2016年1月28日および同3月7日に株式会社メッセージの株式を公開買付けにより取得し、同社を当社の連結子会社としております。
7. 当社は、2015年12月1日にワタミの介護株式会社を完全子会社化するとともに、社名をSOMPOケアネクスト株式会社とし、同社を当社の連結子会社としております。
8. 資本金欄の（　）内に表示した円貨額は、当期末の為替相場による換算額であります。
9. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の（　）内には、間接所有割合を内数で記載しております。

重要な業務提携の概況

1. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社と第一生命保険株式会社との包括業務提携

損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、第一生命保険株式会社との包括業務提携により、業務の代理・事務の代行契約を締結し、第一生命保険株式会社による損害保険ジャパン日本興亜株式会社の損害保険商品の取扱いおよび損害保険ジャパン日本興亜株式会社の代理店による第一生命保険株式会社の生命保険商品の取扱いを行っております。

2. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社およびセゾン自動車火災保険株式会社と株式会社クレディセゾンとの業務提携

損害保険ジャパン日本興亜株式会社およびセゾン自動車火災保険株

式会社は、株式会社クレディセゾンとの業務提携により、セゾンカードホルダーに対する損害保険商品の開発・提供を行っております。

3. 当社と綜合警備保障株式会社との業務提携

当社は、綜合警備保障株式会社との業務提携により、同社の事故時の駆け付けサービスをセゾン自動車火災保険株式会社の自動車保険契約者に対して提供しております。

(9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2015年12月1日	当社は、ワタミの介護株式会社の発行済株式総数の100.0%を取得し、同社を完全子会社化するとともに、社名をＳＯＭＰＯケアネクスト株式会社としました。
2016年3月7日	当社は、株式会社メッセージの発行済株式総数の91.1%を取得し、同社を子会社化しました。なお、当社は当社の連結子会社である損害保険ジャパン日本興亜株式会社が保有していた株式会社メッセージの発行済株式3.5%と合わせて同社の発行済株式総数の94.6%を保有しております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

①当社は、2016年10月1日付けで、社名を「ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社」とするとともに、グループ名を「ＳＯＭＰＯホールディングスグループ」とする予定であります。

②当社および当社の連結子会社である損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、2015年12月11日開催の取締役会において、仏再保険会社SCOR SE（スコール社）を持分法適用会社とする方針を中止することを決定しております。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(2016年３月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
二宮 雅也	取締役会長 担当：総覧	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 代表取締役社長社長執行役員	(注1)
櫻田 謙悟	グループＣＥＯ 代表取締役社長 担当：グループ経営全般の統括（最高経営責任者）	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 取締役会長	(注2)
辻 伸治	代表取締役 担当：グループＣＦＯ（最高財務責任者）、広報部、ＣＳＲ部、経営管理部、運用統括部、経理部、内部監査部（共管）	—	—
西澤 敬二	取締役 担当：グループＣＩＯ（最高システム責任者）、ＩＴ企画部、内部監査部（補佐）	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 代表取締役副社長執行役員	(注3)
竹本 尚一朗	取締役 担当：グループＣＲＯ（最高リスク管理責任者）、海外経営管理部、法務部、内部統制部、リスク管理部、内部監査部（共管）	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 取締役常務執行役員	(注4)
江原 茂	取締役 海外事業企画部長 担当：海外事業企画部、欧州部	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 取締役常務執行役員	(注5)
伊東 正仁	取締役 担当：社長補佐	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 取締役常務執行役員	—

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
髙橋 薫（たかはし かおる）	取締役 担当：社長補佐 （国内生命保険関連）	損保ジャパン日本興亜 ひまわり生命保険株式会社 代表取締役社長社長執行役員 ヒューリック株式会社取締役 （社外取締役）	—
野原 佐和子（のはら さわこ）	取締役（社外取締役）	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授 日本写真印刷株式会社 取締役（社外取締役） 株式会社ゆうちょ銀行 取締役（社外取締役）	(注6)
遠藤 功（えんどう いさお）	取締役（社外取締役）	株式会社ローランド・ベルガー会長 早稲田大学大学院商学研究科教授 株式会社良品計画 取締役（社外取締役） ヤマハ発動機株式会社 監査役（社外監査役） 日新製鋼株式会社 取締役（社外取締役）	(注6)
村田 珠美（むらた たまみ）	取締役（社外取締役）	弁護士	(注6)
スコット・トレバー・デイヴィス (Scott Trevor Davis)	取締役（社外取締役）	株式会社セブン＆アイ・ホールディングス 取締役（社外取締役） 立教大学経営学部国際経営学科教授 株式会社ブリヂストン 取締役（社外取締役）	(注6)
吉満 英一（よしみつ えいいち）	常勤監査役	損保ジャパン日本興亜 ひまわり生命保険株式会社 監査役（社外監査役）	—
高田 俊之（たかた としゆき）	常勤監査役	—	—
椿 愼美（つばき ちかみ）	監査役（社外監査役）	公認会計士 平和不動産株式会社 監査役（社外監査役）	(注6) (注7)

氏　　名	地位および担当	重要な兼職	その他
笠間治雄（かさま はるお）	監査役（社外監査役）	弁護士 日本郵政株式会社 取締役（社外取締役） 住友商事株式会社 監査役（社外監査役） キユーピー株式会社 監査役（社外監査役）	(注6)
柳田直樹（やなぎだ なおき）	監査役（社外監査役）	弁護士 アルパイン株式会社 監査役（社外監査役）	(注6)

注 1. 二宮雅也氏は、2016年３月31日付けで損害保険ジャパン日本興亜株式会社の社長執行役員を退任し、2016年４月１日付けで同社における地位が代表取締役社長から代表取締役会長に変更になっております。
2. 櫻田謙悟氏は、2016年４月１日付けで損害保険ジャパン日本興亜株式会社における地位が取締役会長から取締役に変更になっております。
3. 西澤敬二氏は、2016年４月１日付けで損害保険ジャパン日本興亜株式会社の代表取締役社長社長執行役員に就任しております。
4. 竹本尚一朗氏は、2016年３月31日付けで損害保険ジャパン日本興亜株式会社の取締役を辞任し、常務執行役員を退任しております。
5. 江原茂氏は、2016年４月１日付けで損害保険ジャパン日本興亜株式会社の取締役専務執行役員に就任しております。
6. 野原佐和子氏、遠藤功氏、村田珠美氏、スコット・トレバー・デイヴィス氏、椿愼美氏、笠間治雄氏および柳田直樹氏は、株式会社東京証券取引所が定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
7. 椿愼美氏は、長年にわたり、公認会計士として実務に携わってきた経験を持つ財務・会計・監査・国際会計基準の専門家であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 当社では、意思決定の迅速化および責任体制の明確化を図るために、執行役員制度を導入しております。
なお、執行役員の総数は取締役との兼任者を含めて15名であります。

(2) 会社役員に対する報酬等

区　分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	株式報酬型ストックオプション
取　締　役	13名	323百万円	273百万円	49百万円
監　査　役	5名	102百万円	102百万円	—
計	18名	426百万円	376百万円	49百万円

注 1. 支給人数には、2015年３月31日付けで退任した取締役１名が含まれております。
2. 報酬等の総額および報酬等の種類別の総額には、2015年３月31日付けで退任した取締役１名に対する報酬等が含まれております。
3. 取締役の報酬等の総額には、執行役員兼務取締役の執行役員としての報酬217百万円（基本報酬:177百万円、株式報酬型ストックオプション:39百万円）を含んでおります。なお、執行役員報酬の支給人数は８名であります。
4. 取締役の基本報酬には、前事業年度の業績に基づく業績連動報酬46百万円が含まれております。
5. 当事業年度の業績に基づく業績連動報酬の引当金計上額は39百万円であります。
6. 当社および当社連結子会社からの報酬等の総額が１億円以上の役員は次のとおりであります。

氏　名	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額		連結報酬等の総額
			基本報酬	株式報酬型ストックオプション	
二宮雅也（ふたみやまさや）	取締役	当社	14百万円	１百万円	100百万円
	取締役	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	65百万円	18百万円	
櫻田謙悟（さくらだけんご）	取締役	当社	71百万円	18百万円	104百万円
	取締役	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	13百万円	１百万円	

7. 株主総会の決議により定められた報酬限度額は次のとおりであります。

区　分	報酬限度額
取　締　役	・基本報酬　年額４億円以内 （うち社外取締役分年額１億円以内） ・株式報酬型ストックオプション　年額１億円以内 ※上記のいずれも、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。
監　査　役	・基本報酬　年額１億1,000万円以内

■役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

当社は、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の諮問結果を踏まえ、取締役会の決議により「役員報酬決定方針」を定めております。その内容は次のとおりであります。

＜役員報酬決定方針＞

当社の取締役および執行役員ならびに監査役への報酬は、次の役員報酬決定方針に則り、取締役および執行役員の報酬については指名・報酬委員会の審議を経て取締役会が決定し、監査役の報酬については監査役の協議により定めます。

1. 基本方針

取締役および執行役員の報酬は、業績向上への意欲を高め、長期的な企業価値の向上に資する報酬体系、優秀な人材の確保が可能な報酬水準とし、以下２．３．に記載の内容を原則として適用します。また、報酬体系・報酬水準については、社外委員中心の指名・報酬委員会の審議を経て決定することにより客観性および透明性を確保します。

なお、子会社の取締役および執行役員の報酬体系についても原則として同様の体系を採用するものとします。

監査役の報酬は、その独立性に配慮しつつ、職務および責任に見合った報酬体系・水準とします。

2. 取締役の報酬

取締役報酬は、基本報酬および株式報酬型ストックオプションにより構成します。

基本報酬は、月例報酬および業績連動報酬により構成します。月例報酬は、社外・社内の別、代表権の有無に応じて定額で決定します。業績連動報酬は、会社業績に応じて決定するものとし、修正連結利益、当期純利益（連結）および一株当たり純資産の増減率を指標として決定します。

長期的な企業価値向上と報酬の連動性を高めるため、株式報酬型ストックオプションを付与します。

ただし、社外取締役に対する株式報酬型ストックオプションおよび業績連動報酬の支給は行いません。

なお、執行役員を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬と執行役員としての報酬を合算して支給します。

3. 執行役員の報酬

執行役員報酬は、基本報酬および株式報酬型ストックオプションにより構成します。

基本報酬は、月例報酬および業績連動報酬により構成します。月例報酬は、役位に応じて定額で決定します。業績連動報酬は、会社業績およ

び個人業績に応じて決定するものとし、会社業績連動報酬は、修正連結利益、当期純利益（連結）および一株当たり純資産の増減率を指標として決定します。また、個人業績連動報酬は、執行役員の業績評価に応じて決定します。

長期的な企業価値向上と報酬の連動性を高めるため、株式報酬型ストックオプションを付与します。

4. 監査役の報酬

監査役報酬は、監査役が協議のうえ、常勤・非常勤の別に応じ定額で定めます。

以　上

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
野原　佐和子 （社外取締役）	当社は、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。
遠藤　　功 （社外取締役）	
村田　珠美 （社外取締役）	
スコット・トレバー・デイヴィス (Scott Trevor Davis) （社外取締役）	
椿　　愼美 （社外監査役）	
笠間　治雄 （社外監査役）	
柳田　直樹 （社外監査役）	

■ 3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(2016年3月31日現在)

氏　名	兼職その他の状況
野原 佐和子 (社外取締役)	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長 日本写真印刷株式会社取締役(社外取締役) 株式会社ゆうちょ銀行取締役(社外取締役)
遠藤 功 (社外取締役)	株式会社ローランド・ベルガー会長 株式会社良品計画取締役(社外取締役) ヤマハ発動機株式会社監査役(社外監査役) 日新製鋼株式会社取締役(社外取締役)
村田 珠美 (社外取締役)	—
スコット・トレバー・デイヴィス (Scott Trevor Davis) (社外取締役)	株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役(社外取締役) 株式会社ブリヂストン取締役(社外取締役)
椿 愼美 (社外監査役)	平和不動産株式会社監査役(社外監査役)
笠間 治雄 (社外監査役)	日本郵政株式会社取締役(社外取締役) 住友商事株式会社監査役(社外監査役) キユーピー株式会社監査役(社外監査役)
柳田 直樹 (社外監査役)	アルパイン株式会社監査役(社外監査役)

注 1. 社外役員の兼職先と当社との間に、重要な資本的関係および取引関係はありません。

2. 日本郵政株式会社の子会社である株式会社かんぽ生命保険は、当社の子会社である損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社と同一の事業の部類に属する事業を行っております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
野原佐和子（のはらさわこ） (社外取締役)	2年 9か月	取締役会15回開催のうち15回出席	取締役会において、ＩＣＴを活用した業務プロセス変革の必要性、各事業分野における外部人材の活用の有効性などについて、経営者としての経験を踏まえた意見表明を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員長として、グループの役員の選任方針・評価・報酬体系について取締役会への提言をとりまとめるとともに、有益な意見表明を行っております。 さらに、取締役会の席上以外でも、適宜代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
遠藤（えんどう）　功（いさお） (社外取締役)	1年 9か月	取締役会15回開催のうち14回出席	取締役会において、事業価値を向上させる上での評価指標およびＰＤＣＡサイクルの必要性、事業価値を最大化するためのビジネスモデル確立の重要性などについて、学識者および経営者としての専門的知見・経験を踏まえた意見表明を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、グループの役員の選任方針・評価・報酬体系について有益な意見表明を行っております。 さらに、取締役会の席上以外でも、適宜代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
村田（むらた）　珠美（たまみ） (社外取締役)	1年 9か月	取締役会15回開催のうち15回出席	取締役会において、コンプライアンスを推進する上での留意事項、ステークホルダーに訴求するブランド戦略の重要性などについて、法律家としての専門的知見に基づく意見表明を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、グループの役員の選任方針・評価・報酬体系について有益な意見表明を行っております。 さらに、取締役会の席上以外でも、適宜代表取締役等に有益な意見具申を行っております。

氏　　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
スコット・トレバー・デイヴィス (Scott Trevor Davis) (社外取締役)	1年 9か月	取締役会15回開催のうち15回出席	取締役会において、人事戦略を進める上での多様性および人材育成の必要性、海外事業への戦略的な投資の重要性などについて、学識者としての専門的知見に基づく意見表明を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員として、グループの役員の選任方針・評価・報酬体系について有益な意見表明を行っております。 さらに、取締役会の席上以外でも、適宜代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
椿（つばき）　愼美（ちかみ） (社外監査役)	2年 9か月	取締役会15回開催のうち15回出席 監査役会13回開催のうち13回出席	取締役会・監査役会において、新たな事業分野における内部統制の取組と要員計画への影響、大規模システム開発にかかる会計監査のあり方などについて、公認会計士としての専門的知見に基づく発言を行っております。 また、取締役会・監査役会の席上以外でも、代表取締役等との意見交換の場において有益な提言を行っております。
笠間（かさま）　治雄（はるお） (社外監査役)	2年 9か月	取締役会15回開催のうち15回出席 監査役会13回開催のうち13回出席	取締役会・監査役会において、新たな事業分野へ進出する際の経営人材育成計画の重要性、海外事業展開におけるリーガルリスクなどについて、法律家としての専門的知見に基づく発言を行っております。 また、取締役会・監査役会の席上以外でも、代表取締役等との意見交換の場において有益な提言を行っております。
柳田（やなぎだ）　直樹（なおき） (社外監査役)	1年 9か月	取締役会15回開催のうち15回出席 監査役会13回開催のうち13回出席	取締役会・監査役会において、当社とグループ各社との共通の価値観に基づいた効果的な資源配分の重要性、法令上の役割や責任を踏まえた監査役監査のあり方などについて、法律家としての専門的知見に基づく発言を行っております。 また、取締役会・監査役会の席上以外でも、代表取締役等との意見交換の場において有益な提言を行っております。

注.　当社は、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	保険持株会社からの報酬等	保険持株会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	7名	94百万円	—

注. 保険持株会社からの報酬等の内訳は、以下のとおりであります。
社外取締役　4名　54百万円
社外監査役　3名　40百万円

(4) 社外役員の意見
該当事項はありません。

4 株式に関する事項

(1) 株式数

(2016年３月31日現在)

発行可能株式総数	1,200,000千株
発行済株式の総数	415,352千株

(2) 当年度末株主数　46,317名

(3) 大株主

(2016年３月31日現在)

株主の氏名または名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	23,789	5.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	19,491	4.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	18,424	4.6
第一生命保険株式会社	10,227	2.5
損保ジャパン日本興亜ホールディングス従業員持株会	9,804	2.4
日本通運株式会社	8,001	2.0
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	6,391	1.6
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	5,628	1.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）	5,355	1.3
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	4,883	1.2

注 1. 上記のほか当社所有の自己株式11,189千株があります。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 第一生命保険株式会社の所有株式には、同社が退職給付信託の信託財産として拠出している株式4,492千株が含まれております（株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　第一生命保険口」であります。）。

所有者別株式分布状況



■5 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取　締　役 (社外役員を除く。)	ＮＫＳＪホールディングス株式会社第23回新株予約権 ・新株予約権の数　　：22個 ・新株予約権の目的である株式の種類および数： 普通株式　550株 (新株予約権１個当たりの株式数：25株) ・新株予約権行使時の１株当たり払込金額：１円 ・新株予約権の行使期間：2010年８月17日から 2035年８月16日まで ・新株予約権の主な権利行使条件：(注１)	１名
	ＮＫＳＪホールディングス株式会社第24回新株予約権 ・新株予約権の数　　：67個 ・新株予約権の目的である株式の種類および数： 普通株式　6,700株 (新株予約権１個当たりの株式数：100株) ・新株予約権行使時の１株当たり払込金額：１円 ・新株予約権の行使期間：2011年11月１日から 2036年10月31日まで ・新株予約権の主な権利行使条件：(注１)	３名
	ＮＫＳＪホールディングス株式会社第25回新株予約権 ・新株予約権の数　　：221個 ・新株予約権の目的である株式の種類および数： 普通株式　22,100株 (新株予約権１個当たりの株式数：100株) ・新株予約権行使時の１株当たり払込金額：１円 ・新株予約権の行使期間：2012年８月14日から 2037年８月13日まで ・新株予約権の主な権利行使条件：(注１)	４名
	ＮＫＳＪホールディングス株式会社第26回新株予約権 ・新株予約権の数　　：128個 ・新株予約権の目的である株式の種類および数： 普通株式　12,800株 (新株予約権１個当たりの株式数：100株) ・新株予約権行使時の１株当たり払込金額：１円 ・新株予約権の行使期間：2013年８月13日から 2038年８月12日まで ・新株予約権の主な権利行使条件：(注１)	６名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役（社外役員を除く。）	ＮＫＳＪホールディングス株式会社第27回新株予約権 ・新株予約権の数　：159個 ・新株予約権の目的である株式の種類および数： 普通株式　15,900株 （新株予約権１個当たりの株式数：100株） ・新株予約権行使時の１株当たり払込金額：１円 ・新株予約権の行使期間：2014年８月15日から 2039年８月14日まで ・新株予約権の主な権利行使条件：（注１）	６名
	損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社第28回新株予約権 ・新株予約権の数　：120個 ・新株予約権の目的である株式の種類および数： 普通株式　12,000株 （新株予約権１個当たりの株式数：100株） ・新株予約権行使時の１株当たり払込金額：１円 ・新株予約権の行使期間：2015年８月17日から 2040年８月16日まで ・新株予約権の主な権利行使条件：（注１）	８名
社外取締役	―	―
監査役	―	―

注 1. 各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」といいます。）は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができます。
また、新株予約権者は、当社の取締役または執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権（株式報酬型ストックオプション）については、保有するすべての新株予約権の全個数を一括して行使するものとし、その一部のみを行使することができません。

2. 本表は、当社が当社の役員に対し、職務執行の対価として交付した新株予約権を記載しております。

3. 上記新株予約権の発行時点において、株式会社損害保険ジャパン、日本興亜損害保険株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社および損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社の取締役または執行役員であった当社取締役は、各社の取締役または執行役員として本新株予約権を付与されており、当事業年度の末日において当社取締役（社外役員を除く。）が有している当該新株予約権の数およびその目的である株式の種類および数は以下のとおりであります。

・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第23回新株予約権：　1,072個（普通株式　26,800株）
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第24回新株予約権：　355個（普通株式　35,500株）
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第25回新株予約権：　255個（普通株式　25,500株）
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第26回新株予約権：　175個（普通株式　17,500株）
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第27回新株予約権：　166個（普通株式　16,600株）
・損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社第28回新株予約権：　140個（普通株式　14,000株）

4. 当社設立に際し、株式会社損害保険ジャパンおよび日本興亜損害保険株式会社が発行していた新株予約権は、2010年４月１日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権（第１回新株予約権から第22回新株予約権まで）を交付いたしました。当事業年度の末日において当社の役員が有している当該新株予約権の数およびその目的である株式の種類および数は以下のとおりであります。

・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第11回新株予約権：　13個（普通株式　3,250株）
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第12回新株予約権：　13個（普通株式　3,250株）
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第13回新株予約権：　26個（普通株式　6,500株）
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第14回新株予約権：　24個（普通株式　6,000株）
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第15回新株予約権：　197個（普通株式　4,925株）
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第16回新株予約権：　342個（普通株式　8,550株）
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第17回新株予約権：　14個（普通株式　3,150株）
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第18回新株予約権：　13個（普通株式　2,925株）
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第19回新株予約権：　10個（普通株式　2,250株）
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第20回新株予約権：　12個（普通株式　2,700株）
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第21回新株予約権：　19個（普通株式　4,275株）
・ＮＫＳＪホールディングス株式会社第22回新株予約権：　23個（普通株式　5,175株）

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の数
使　用　人	損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社第28回新株予約権 ・新株予約権の数　　：80個 ・新株予約権の目的である株式の種類および数： 普通株式　8,000株 （新株予約権１個当たりの株式数：100株） ・新株予約権行使時の１株当たり払込金額：１円 ・新株予約権の行使期間：2015年８月17日から 2040年８月16日まで ・新株予約権の主な権利行使条件：（注１）	８名
子法人等の役員および使用人	損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社第28回新株予約権 ・新株予約権の数　　：667個 ・新株予約権の目的である株式の種類および数： 普通株式　66,700株 （新株予約権１個当たりの株式数：100株） ・新株予約権行使時の１株当たり払込金額：１円 ・新株予約権の行使期間：2015年８月17日から 2040年８月16日まで ・新株予約権の主な権利行使条件：（注１）	47名

注 1. 各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」といいます。）は、当社の執行役員、損害保険ジャパン日本興亜株式会社の取締役および執行役員、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社の取締役および執行役員、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の取締役、株式会社プライムアシスタンスの取締役ならびにセゾン自動車火災保険株式会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、新株予約権の行使期間内において、それぞれの会社で取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができます。
また、新株予約権者は、当社の取締役および執行役員、損害保険ジャパン日本興亜株式会社の取締役および執行役員、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社の取締役および執行役員、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の取締役、株式会社プライムアシスタンスの取締役ならびにセゾン自動車火災保険株式会社の取締役のそれぞれの地位に基づき割当てを受けた新株予約権（株式報酬型ストックオプション）については、保有するすべての新株予約権の全個数を一括して行使するものとし、その一部のみを行使することができません。

2. 本表は、当社が当社の使用人に対し、職務執行の対価として交付した新株予約権ならびに損害保険ジャパン日本興亜株式会社、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社、株式会社プライムアシスタンスおよびセゾン自動車火災保険株式会社の役員および使用人を対象に、各社における職務執行の対価である金銭報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務との相殺により付与された新株予約権を記載しております。

3. 上記新株予約権の発行時点において、損害保険ジャパン日本興亜株式会社および損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社の取締役または執行役員であった当社取締役が、各会社における職務執行の対価である金銭報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務との相殺により付与された新株予約権140個は、本表に含んでおりません。
4. 当事業年度の末日において、当社が発行する新株予約権の数の合計は8,198個、その目的である株式の種類および数の合計は普通株式674,300株であります。

■6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 小澤（おざわ）　裕治（ゆうじ） 指定有限責任社員 羽柴（はしば）　則央（のりお） 指定有限責任社員 窪寺（くぼでら）　信（まこと）	31百万円	①監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。 ②会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）として、ＥＲＭ態勢構築に係る助言業務等を委託しております。 ③会計監査人が受けた過去２年間の業務の停止の処分に係る事項 金融庁が2015年12月22日付けで発表した業務停止処分の内容 イ．処分対象 新日本有限責任監査法人 ロ．処分内容 ・2016年１月１日から同年３月31日までの３か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止 ハ．処分理由 ・社員の過失による虚偽証明 ・監査法人の運営が著しく不当

注 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、その合計額を記載しております。
2. 当社および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は418百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の専門性、職業倫理、独立性、監査実施体制、品質管理体制および職務遂行状況など、企業会計審議会が定める監査基準および監査に関する品質管理基準への準拠性について、通期の監査活動を通じて確認し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、会社法第344条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ロ　保険持株会社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による保険持株会社の重要な子法人等の計算関係書類の監査

当社の重要な子法人等のうち、株式会社メッセージ、ＳＯＭＰＯケアネクスト株式会社および海外の子法人等は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

■７ 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

■ 8 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、損保ジャパン日本興亜グループ（以下「グループ」といいます。）の業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に資するため、関連諸法令およびグループ経営理念等を踏まえ、「内部統制基本方針」を取締役会において決議しております。その内容は以下のとおりです。

なお、本基本方針に基づくグループの統制状況について適切に把握および検証し、体制の充実に努めております。

＜内部統制基本方針＞

1. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社およびグループ会社の業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

(1) グループ経営理念、グループ行動指針、目指す企業グループ像、グループ経営基本方針、グループ人事ビジョン、グループＣＳＲビジョンをグループ会社に示します。

(2)「グループ会社経営管理基本方針」を定め、グループ会社の経営管理を適切に行います。直接出資子会社（当社が直接出資する子会社をいいます。以下同様とします。）については、経営管理契約を締結するとともに、適切に株主権を行使します。その他のグループ会社については、当社直接または直接出資子会社を通じた経営管理を行います。

(3) グループ会社の事業戦略等、グループの経営に影響を与える重要事項に関する承認制度報告制度を整備します。

(4) グループの統制の枠組みを定める各種基本方針を策定および周知し、適切に経営管理を行います。また、グループ会社に、事業実態に応じた規程等を策定させ、これに基づく体制を整備させるとともに、グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項を報告させる体制を整備します。

(5) 経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備するとともに、社外取締役への的確な情報提供等を通じて経営論議の活性化を図り、グループの経営管理等に関する重要事項の経営判断の適正性を確保します。

(6)「損保ジャパン日本興亜グループ グループ内取引に係る基本方針」を定め、重要なグループ内の取引等を適切に把握および審査し、グループ内における取引等の公正性および健全性を確保します。

2. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人（以下「役職員」といいます。）の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

(1) 当社およびグループ会社において、取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて、役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認します。

(2)「損保ジャパン日本興亜グループ コンプライアンス基本方針」およびコンプライアンス行動規範を定め、コンプライアンス体制を整備します。また、グループの役職員の行動基準として、コンプライアンス・マニュアルを整備し、これらの周知徹底を図り、これらに基づく教育および研修を継続して実施します。

(3) コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンス課題への対応計画等を定めるコンプライアンス・プログラムの進捗を管理します。また、コンプライアンス委員会において、グループのコンプライアンスの推進体制・方法等について協議し、コンプライアンス推進状況のモニタリングを行います。

(4) 当社およびグループ会社において、不祥事件等の社内の報告、内部通報、内部監査等の制度を整備するとともに、是正等の対応を的確に行います。

(5)「損保ジャパン日本興亜グループ お客さまの声への対応に関する基本方針」を定め、実効性のあるお客さまの声対応体制を構築します。

(6)「損保ジャパン日本興亜グループ お客さまサービスの適正に関する基本方針」を定め、商品・サービスの品質を維持・向上させる体制を確保します。

(7)「損保ジャパン日本興亜グループ 顧客情報管理態勢の構築・確保に係る基本方針」を定め、顧客情報の管理を適切に行います。

(8) セキュリティポリシーを定め、情報資産に関する適切な管理体制を確保します。

(9)「損保ジャパン日本興亜グループ 利益相反取引管理基本方針」を定め、顧客の利益が不当に害されるおそれのある利益相反取引の管理を適切に行います。

(10)「損保ジャパン日本興亜グループ 反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定め、反社会的勢力への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力からの不当要求の拒絶および関係の遮断に向けて、外部専門機関とも連携し、組織として毅然と対応します。

3. 戦略的リスク経営に関する体制

当社は、「グループ ＥＲＭ基本方針」を定め、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、グループの企業価値の最大化を図ることを目的としたＥＲＭ「戦略的リスク経営」を実践します。

(1) 戦略的リスク経営の実効性を確保するため、リスクテイクの指針となる「グループ リスク選好」を定め、資本配賦を行うなどの態勢を整備・推進します。また、グループが抱える各種リスクの特性の概要およびグループ体制特有のリスクを的確に把握し、各種リスクを統合して適切に管理します。これらの実現のために、グループＥＲＭ推進委員会およびリスク管理委員会を設置します。

(2) グループ会社に、それぞれの業務内容、規模、特性に応じた戦略的リスク経営に関する体制を整備させるとともに、リスクの把握および評価を含む適切なリスク管理を実施させます。

4. 職務の執行が効率的かつ的確に行われることを確保するための体制

当社は、当社およびグループ会社の役職員の職務執行が、効率的かつ的確に行われる体制を確保するため、次のとおり、職務執行に関する権限、決裁事項および報告事項の整備、指揮命令系統の確立、ならびに経営資源の有効活用を行います。

(1) グループの中期経営計画および年度計画を策定し、グループ会社と共有します。

(2) グループの重要な業務執行に関する事項について経営会議で協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図ります。

(3) 当社およびグループ会社において、取締役会の決議事項および報告事項を整備することで取締役会の関与すべき事項を明らかにするとともに、これに整合するよう執行役員等の決裁権限を定めます。

(4) 当社およびグループ会社において規程を整備し、社内組織の目的および責任範囲を明らかにするとともに、組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等を定めます。

(5) 信頼性・利便性・効率性の高い業務運営を実現するため、「グループＩＴ戦略に関する基本方針」を定め、的確かつ正確なグループシステムを構築します。

(6)「損保ジャパン日本興亜グループ 業務継続体制構築基本方針」を定め、大規模自然災害等の危機発生時におけるグループの主要業務の継続および早期復旧の実現を図る体制を整備し、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図ります。

5. 財務の健全性および財務報告の適正性を確保するための体制
(1) 当社は、「財務の健全性・保険計理の管理基本方針」を定め、財務の健全性を確保するための管理体制を整備します。
(2) 当社は、「損保ジャパン日本興亜グループ 財務報告に係る内部統制構築の基本方針」を定め、当社の連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するために、グループにおける財務報告に関する内部統制の整備・運用および評価に関する枠組みを定め、当社およびグループ会社において必要な体制を整備します。

6. 情報開示の適切性を確保するための体制
当社は、「ディスクロージャー基本方針」を定めるとともに、法令等に基づく開示の統括部署ならびに開示委員会を設置し、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備します。

7. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、当社およびグループ会社の取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、当社およびグループ会社において、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料その他取締役および執行役員の職務執行に係る情報を保存および管理する方法を規程に定め、これに必要な体制を整備します。

8. 内部監査の実効性を確保するための体制
当社は、当社およびグループ会社の内部監査の実効性を確保するため、「損保ジャパン日本興亜グループ 内部監査基本方針」を定め、内部監査部門の被監査部門からの独立性、内部監査の計画および実施、グループ会社の内部監査に関する遵守義務等に関する事項を明確にし、これに必要な体制を整備します。

9. 監査役の監査に関する体制

当社は、監査役の監査の実効性の向上を図るため、以下の体制を整備します。

9-1. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役室を設け、監査役の求めに応じ、必要な知識・経験を有する専属の者を監査役スタッフ（監査役の職務を補助すべき使用人）として配置します。また、監査役スタッフに関する規程を定め、次のとおり監査役スタッフの執行からの独立性および監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保します。

(1) 監査役スタッフの選任、解任、処遇の決定等にあたっては常勤監査役の同意を得ることとし、監査役スタッフの人事上の評価は常勤監査役の同意を求めることにより、取締役からの独立性を確保します。

(2) 監査役スタッフはその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役および執行役員等から指揮命令を受けないこととします。

(3) 監査役スタッフは、監査役の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することとします。

9-2. 監査役への報告に関する体制

(1) 当社は、監査役会の同意のもと、役職員が監査役に報告すべき事項（職務の執行に関して法令・定款に違反する重大な事実もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を含む）および時期を定めることとし、役職員は、この定めに基づく報告、その他監査役の要請する報告を確実に行います。なお、役職員が監査役に当該報告を行ったことを理由として、当該役職員に対して不利益な取扱いをしないこととします。

(2) 監査役が取締役または執行役員の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役または執行役員は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に報告します。

9-3. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他重要な会議に出席し、意見を述べることができるものとします。

(2) 監査役が、取締役、執行役員、内部監査部門、会計監査人およびその他監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。また、役職員は監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の報告を行います。

(3) 重要な会議の議事録その他の重要書類等（電磁的記録を含む）の閲覧について、監査役の求めに応じて対応します。

(4) 監査役の求めに応じて、監査役とグループ会社の監査役との連携およびグループ会社の役職員からの情報収集の機会を確保します。

(5) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、監査役の求めに応じて適切に処理します。

以　上

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要については、次のとおりです。

(1) 内部統制システム全般

当社は、内部統制システムの整備・運用状況を点検し、改善を図るために、取締役会諮問機関として役員クラスで組成する内部統制委員会を設置しています。委員会は、内部統制の有効性を問われる可能性のあるグループ内外の事象に基づいてグループの内部統制システムの機能発揮状況を点検するとともに、内部統制システムの充実・強化に向けた取組の状況を管理し、必要に応じてその改善を取締役会に提言する活動を行っています。

(2) グループ会社管理体制

・当社は、承認報告制度に基づき、グループ会社の経営計画等の重要事項を承認するとともに、計画の進捗状況やリスク事象の発生等の報告をグループ会社から受け、適宜対策を講じるなど、グループ全体の企業価値の向上を図るべく、グループ会社の経営管理を行っています。

・当社は、グループの各種基本方針に基づくグループ会社各社の体制整備状況・運用状況を確認し、必要に応じて各社を指導するなど、グループ会社の業務の適正の確保に努めています。

(3) コンプライアンス体制

・当社は、年度のグループのコンプライアンス推進方針を策定し、グループ会社各社に周知し、グループ会社各社においてその方針に基づき計画

的にコンプライアンスの推進に取り組んでいます。
・当社・グループ会社は内部通報・内部監査等の制度を整備して法令違反その他の不適切事象の早期発見に取り組んでいます。
・内部通報においては、グループ全体の内部通報窓口として「コンプライアンスホットライン」を第三者機関に設けており、内部通報窓口とともに内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知し、その実効性の向上を図っています。
・グループ会社各社は、不適切事象を把握したときは、当該事象が発生した会社において適切に対応するとともに、当社も各社から報告を受けて、対応内容の適切性を確認し、必要に応じて支援・指導を行っています。
・当社は、コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス課題への対応状況等、コンプライアンスの推進状況について審議を行い、その取組の妥当性の検証を行っています。

(4) 戦略的リスク経営（ERM）に関する体制
・当社は、経営戦略や「グループ ERM基本方針」をグループ会社に周知徹底し、グループ会社各社は、当該基本方針を踏まえた基本方針・規程を整備するなど、それぞれの業務内容、規模、特性に応じた戦略的リスク経営に関する体制を整備しています。
・当社は、「グループ リスク選好」を踏まえて事業計画を策定するとともに、事業毎に成長性や収益性を考慮して資本配賦を実施し、各事業では配賦された資本をリスク許容度として事業運営を行い、事業計画における利益目標の達成を目指しています。また、経営環境の変化や計画の進捗状況等を定期的に確認し、必要に応じて事業計画や資本配賦の見直しを行うPDCAサイクルに基づいて戦略的リスク経営を実践しています。
・当社は、リスクアセスメントを起点として、あらゆる源泉から生じる重大なリスクを特定し、分析、評価、コントロールするリスクコントロールのプロセスを構築し、運営しています。特に重大なリスクについては、リスクオーナー（役員クラス）を定め、対応策の実施、進捗状況に対する責任を明確にし、その実効性の向上を図っています。
・当社は、グループERM推進委員会において戦略的リスク経営の実践および高度化について経営論議するとともに、リスク管理委員会において、グループベースでの実効性のあるリスク管理態勢の構築・整備について経営論議を行っています。

(5) 取締役職務執行体制

・当社は、グループの中期経営計画および年度計画を策定するとともにグループ会社と共有し、各社においてもグループベースの計画と整合する中期経営計画および年度計画を策定することを通して、グループとしての一体性を確保しています。

・次期中期経営計画や、M&A方針の決定等、グループの経営に重大な影響を与える事項については、課題別委員会、経営会議で十分に協議し、取締役会での審議の効率性・実効性の向上を図っています。

(6) 監査役の監査体制

・当社は、監査役監査の実効性を確保するため、取締役等の指揮命令から独立した監査役室を設置し、専任スタッフを配置しています。

・当社は、監査役への報告に関する規程を策定し、役職員から職務の執行状況等に関して定期的に報告を行っているほか、監査役から要請を受けた事項について、随時速やかに報告を行っています。

・当社は、監査役が経営会議その他自らが必要と認めた重要会議に出席して意見陳述を行う機会を確保しています。

・当社は、監査役が会計監査人および内部監査部門と監査結果等に関する情報交換を行う機会を確保しており、監査役は実効的かつ効率的に監査を実施しています。

・当社は、監査役と代表取締役との定期的な会合を設けており、両者は、グループの課題認識等について意見交換を実施しています。また、監査役はグループ会社に対する往査等を実施し、当該会社の代表者等および監査役と情報交換を行っています。

■ 9 特定完全子会社に関する事項

(1) 特定完全子会社の名称および住所

名　　称	住　　所
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番１号

(2) 当社および完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計
727,669百万円

(3) 当社の当事業年度の末日に係る貸借対照表の資産の部に計上した合計額
1,077,485百万円

■ 10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

■ 11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

■ 12 その他

該当事項はありません。

添付書類（2）

2015年度（2016年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金	550,571	保険契約準備金	7,644,560
買現先勘定	77,998	支払備金	1,244,361
買入金銭債権	11,383	責任準備金等	6,400,198
金銭の信託	114,770	社債	133,675
有価証券	7,408,124	その他負債	501,276
貸付金	609,808	退職給付に係る負債	124,124
有形固定資産	404,675	役員退職慰労引当金	114
土地	174,173	賞与引当金	27,575
建物	134,110	役員賞与引当金	180
リース資産	66,595	特別法上の準備金	62,487
建設仮勘定	1,826	価格変動準備金	62,487
その他の有形固定資産	27,969	繰延税金負債	39,911
無形固定資産	146,589	負債の部合計	8,533,906
ソフトウェア	8,308	（純資産の部）	
のれん	113,976	資本金	100,045
その他の無形固定資産	24,304	資本剰余金	411,086
その他資産	858,938	利益剰余金	364,888
退職給付に係る資産	719	自己株式	△36,975
繰延税金資産	8,639	株主資本合計	839,045
貸倒引当金	△5,474	その他有価証券評価差額金	825,912
		繰延ヘッジ損益	10,510
		為替換算調整勘定	△7,965
		退職給付に係る調整累計額	△24,648
		その他の包括利益累計額合計	803,808
		新株予約権	1,486
		非支配株主持分	8,498
		純資産の部合計	1,652,839
資産の部合計	10,186,746	負債及び純資産の部合計	10,186,746

添付書類（3）

2015年度（2015年４月１日から2016年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	**3,256,186**
保険引受収益	**3,021,030**
正味収入保険料	2,552,193
収入積立保険料	120,312
積立保険料等運用益	45,897
生命保険料	297,696
支払備金戻入額	1,599
その他保険引受収益	3,330
資産運用収益	**203,257**
利息及び配当金収入	163,248
金銭の信託運用益	5,838
売買目的有価証券運用益	3,195
有価証券売却益	64,804
有価証券償還益	373
金融派生商品収益	4,385
その他運用収益	7,309
積立保険料等運用益振替	△45,897
その他経常収益	**31,898**
持分法による投資利益	270
その他の経常収益	31,628
経常費用	**3,039,332**
保険引受費用	**2,526,649**
正味支払保険金	1,461,666
損害調査費	134,363
諸手数料及び集金費	489,674
満期返戻金	244,766
契約者配当金	79
生命保険金等	80,216
責任準備金等繰入額	108,087
その他保険引受費用	7,793
資産運用費用	**28,212**
金銭の信託運用損	123
有価証券売却損	961
有価証券評価損	19,799
有価証券償還損	90
特別勘定資産運用損	822
その他運用費用	6,414
営業費及び一般管理費	**465,091**
その他経常費用	**19,379**
支払利息	5,707
貸倒引当金繰入額	224
貸倒損失	24
その他の経常費用	13,422
経常利益	**216,853**

（次頁に続く）

（単位：百万円）

科目	金額
特別利益	**14,551**
固定資産処分益	14,490
その他特別利益	60
特別損失	**20,075**
固定資産処分損	4,530
特別法上の準備金繰入額	8,933
価格変動準備金	8,933
その他特別損失	6,611
税金等調整前当期純利益	**211,330**
法人税及び住民税等	**16,989**
法人税等調整額	**34,081**
法人税等合計	**51,071**
当期純利益	**160,258**
非支配株主に帰属する当期純利益	**677**
親会社株主に帰属する当期純利益	**159,581**

添付書類（4）

2015年度（2016年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**155,515**	**流動負債**	**108,137**
現金及び預金	4,787	関係会社短期借入金	107,100
前払費用	4	未払金	515
繰延税金資産	111	未払費用	25
未収入金	150,611	未払法人税等	42
固定資産	**921,970**	未払消費税等	121
有形固定資産	**153**	賞与引当金	293
建物	132	役員賞与引当金	39
工具、器具及び備品	20	その他	0
投資その他の資産	**921,817**	**負債合計**	**108,137**
関係会社株式	921,677	（純資産の部）	
繰延税金資産	1	**株主資本**	**967,861**
その他	138	**資本金**	**100,045**
		資本剰余金	**776,449**
		資本準備金	25,045
		その他資本剰余金	751,403
		利益剰余金	**128,341**
		その他利益剰余金	128,341
		繰越利益剰余金	128,341
		自己株式	**△36,975**
		新株予約権	**1,486**
		純資産合計	**969,348**
資産合計	**1,077,485**	**負債純資産合計**	**1,077,485**

添付書類（5）

2015年度（2015年4月1日から2016年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		
関係会社受取配当金	125,000	
関係会社受入手数料	5,741	**130,741**
営業費用		
販売費及び一般管理費	5,699	**5,699**
営業利益		**125,042**
営業外収益		
未払配当金除斥益	34	
還付加算金	3	
その他	0	**38**
営業外費用		
支払利息	33	
その他	5	**39**
経常利益		**125,041**
特別利益		
新株予約権戻入益	60	**60**
特別損失		
固定資産除却損	0	**0**
税引前当期純利益		**125,102**
法人税、住民税及び事業税	124	
法人税等調整額	△47	**77**
当期純利益		**125,024**

添付書類（6）

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2016年５月18日

損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社
　取　締　役　会　　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小　澤　裕　治	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽　柴　則　央	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	窪　寺　　信	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社の2015年４月１日から2016年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

添付書類（7）

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2016年５月18日

損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社
　取　締　役　会　　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小　澤　裕　治	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽　柴　則　央	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	窪　寺　　信	㊞

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社の2015年４月１日から2016年３月31日までの第６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

添付書類（8）

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2015年４月１日から2016年３月31日までの第６期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、監査方針および監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針および監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、取締役等および新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

（次頁に続く）

④　2015年12月22日付の金融庁による新日本有限責任監査法人に対する業務改善命令については、当該法人から2016年１月29日付で金融庁に対し業務改善計画が提出されている旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、当該法人から行政処分を踏まえた自主点検等の結果および金融機関の監査を所管する金融事業部における品質管理や独立性の確保の状況、その他業務改善計画の取組状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2016年５月19日

損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社　監査役会

監査役(常勤)	高田　俊之	㊞
監査役(常勤)	吉滿　英一	㊞
監査役(社外監査役)	椿　愼美	㊞
監査役(社外監査役)	笠間　治雄	㊞
監査役(社外監査役)	柳田　直樹	㊞

以　上

ご参考

損保ジャパン日本興亜ホールディングス(株)の コーポレート・ガバナンス方針

この方針は、損保ジャパン日本興亜グループ（以下、「当社グループ」と言います。）におけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、枠組みおよび運営方針を定めるものです。

1．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、お客さまの視点ですべての価値判断を行い、保険を基盤としてさらに幅広い事業活動を通じ、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスをご提供し、社会に貢献することをグループ経営理念として定めています。

グループ経営理念のもと、ステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行うとともに、国内外を問わず、グループ従業員の行動基準として、グループ行動指針を定め、実践することで、企業の持続的な成長による企業価値の向上を目指した事業活動を行い、真のサービス産業として、「お客さま評価日本一」を原動力に、世界で伍していくグループを目指します。

そのためには、コーポレート・ガバナンスの透明性と公正性の向上を継続して図り、企業の社会的責任を果たすことで、すべてのステークホルダーとの信頼関係を強化することが重要と考え、取締役会において本方針を定め、統治組織の全体像および統治の仕組の構築に係る基本方針を明確化し、最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。

2．統治組織の全体像

当社は、監査役会設置会社とし、重要な経営判断と業務執行の監督を担う取締役会と、取締役会から独立した監査役および監査役会により、監督・牽制機能の実効性の維持・向上に努めます。

また、事業オーナー制および執行役員制度を採用し、迅速な意思決定と権限・責任の明確化を図ります。

取締役会はグループ経営の基本方針およびその根幹となる内部統制基本方針を策定し、これにより、当社およびグループ会社の透明性の高い統治体制を構築します。

また、役員の選任および処遇の透明性を確保するために、取締役会の諮問機関として、委員長および委員の過半数を社外取締役とする指名・報酬委員会を設置します。

3．取締役および取締役会

(1) 取締役および取締役会の役割

取締役会は、法令で定められた責務を履行するほか、経営に関する重要項目を決定するとともに、業務執行の状況に対して、監督機能を発揮します。

取締役会は、原則毎月開催し、適正人数で迅速に意思決定を行うよう運営します。また、取締役会の開催にあたっては、その都度、社外役員合同の事前説明会を開催

し、重要議題を中心に議案の説明を行います。事前説明会で出された社外役員の意見・質疑内容等を、取締役会開催前に出席役員全員で共有し、取締役会と事前説明会を一体的に運営することによって、取締役会における建設的で充実した議論および取締役会運営の実効性の確保を図ります。なお、社外役員相互および執行の最高責任者と自由な意見交換を行うため、独立役員とグループＣＥＯの会合等を開催します。

取締役は、これらの重要課題に関する知識の研鑽および経験の蓄積を通じて、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行していきます。

(2) 取締役の員数、構成および任期

取締役の員数は、迅速かつ適切な意思決定の実施および取締役会が負う責務の範囲を勘案して、定款で定める15名以内とします。社外取締役は、経営者など豊富な経験および幅広い見識を有する者とし、企業法務、消費者対応、海外事業展開などの観点に社外の目を導入します。

取締役の任期は、その各事業年度の経営に対する責任を明らかにするために、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

4．監査役および監査役会

(1) 監査役および監査役会の役割

監査役は、グループベースの内部統制システムの構築・運用状況の監査等を通じて、取締役の職務遂行状況を監査するほか、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、経営陣に適切な助言および提言を行うように努めます。

監査役会は、上述の監査が実効性をもって実施されるよう監査基準、監査の基本方針および監査計画を策定し、組織的に監査を実施します。

また、監査役会は予め年間のスケジュールを定めて確実な出席機会の確保に努めるとともに、資料を事前に配付するなど、十分な検討・審議が行なえる態勢の整備を図ります。

(2) 監査役の員数、構成および任期

その役割・責務を十分に果たすため、定款で定める７名以内の監査役で監査役会を組織し、会社法が定めるとおり、半数以上の社外監査役によって経営陣からの独立性を強化します。

また、本独立性と常勤の監査役による情報収集力を有機的に組み合わせ、さらには、会計監査人との連携を強化するために財務および会計に関する知見を有する監査役を加えるなど、構成員の多様性を確保することで監査の実効性を高めます。

監査役の経営陣からの独立性を確保するため、その任期は会社法が定めるとおり、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

5．指名・報酬委員会

当社は取締役および執行役員の選任や報酬等に関して、透明性および公正性を向上

させることを目的に取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置します。

(1) 委員会の役割

指名・報酬委員会は、取締役・執行役員の選任方針および選任基準を定め、候補者案を決定するとともに、取締役・執行役員の評価ならびに報酬体系および報酬について取締役会に勧告するほか、業務内容・規模等に応じ、子会社の取締役・執行役員の選任ならびに処遇についても関与します。

また、指名・報酬委員会は、グループＣＥＯの個人業績評価を行い、透明性を高めることで、ガバナンスの向上を図っています。

(2) 委員会の構成

委員会は、取締役の中から選任した委員で構成し、委員の独立性および中立性を確保するために、委員の過半数は社外取締役から選任します。また、委員長は社外取締役である委員の中から互選で選任します。

6．事業オーナー制

当社グループは、国内損害保険事業、国内生命保険事業、介護・ヘルスケア事業および海外保険事業のトップを各事業部門の事業オーナーと位置づけ、事業オーナーに事業戦略立案、投資判断および人材配置などの権限を委譲し、大きな環境変化に対して、お客さまにより近い事業部門が柔軟かつ迅速な意思決定および業務遂行を行うとともに、グループＣＥＯがグループ全体を統括、チーフオフィサー（グループＣＦＯ、グループＣＲＯ、グループＣＩＯ、グループＣＤＯ等）がグループ横串機能を発揮する体制とします。これにより、各事業領域がコアコンピタンスを確立・強化するとともに、各事業の有機的連携を図り、グループ全体の企業価値の向上を図ります。

7．役員選任方針

当社の取締役および執行役員ならびに監査役の選任にあたっては、次の役員選任方針に則り、取締役および執行役員については、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会がその候補者を決定します。

また、取締役会が監査役の選任に関する株主総会議案を決議する際には、取締役はあらかじめ監査役会とその候補者について協議する機会を設け、監査役会の同意を求めます。

(1) 取締役・監査役の選任方針

当社は子会社等を監督・指導するとともに、損害保険事業を中心に様々な事業を営む子会社等の経営戦略を包含したグループ全体の経営戦略を策定し、これを着実に遂行・実現する役割を担っています。

この観点から、取締役会は、主要な事業会社の業務に精通した取締役を専門分野に偏りがないように経験や実績のバランスの確保を考慮して選任するほか、さらに多様かつ独立した視点・観点から経営課題等に対して客観的な判断を行うことを目的として、様々な分野で広い知見や経験を持つ会社経営者・学識者・法曹関係者等を社外取締役として複数選任し全体構成します。

監査役会については、財務および会計に関する適切な知見を有する監査役を選任するほか、会社経営の経験や法曹分野等にかかわる専門的知見を有する者等、全体

のバランスを考慮して選任します。また、取締役・監査役選任にあたっては、保険会社向けの総合的な監督指針の内容を踏まえた選任基準等に基づき選任を行うほか、社外取締役・社外監査役については「社外役員の独立性に関する基準」を定め、この基準に照らし合わせて選任を行います。

(2) 執行役員の選任方針

当社は、執行役員の選任にあたり、「望ましい執行役員像」・「執行役員選任方針」を定め、必要な能力・資質、経験や実績のバランス等に関する基本的事項を定めており、これらの基準・方針に照らし合わせて選任を行います。

8．役員に対するトレーニング方針

当社は、新任の社外取締役および社外監査役に対して、当社を取り巻く環境をより深く理解いただくため、当社および損害保険業界の現状、リスク管理、海外事業、生保事業等に関わる研修を行うとともに、社外取締役は執行部門とアクセスするさまざまな機会を通じて、継続的かつ実践的に事業の理解を深めています。また、業務執行取締役に対する役員勉強会を定期的に開催し、担当分野以外の知識を習得する場を設けるほか、監査役を含め、各種協会や諸団体等が実施する各種セミナーやエグゼクティブ研修に派遣する等のトレーニングを行います。

上記トレーニングについては執行役員も対象とするほか、次世代の経営層育成を目的として、外部の専門企業とも提携した教育プログラムを実施し、経営マインドやリーダーシップの醸成を図ります。

9．役員報酬決定方針

当社の取締役および執行役員ならびに監査役への報酬は、次の役員報酬決定方針に則り、取締役および執行役員の報酬については指名・報酬委員会の審議を経て取締役会が決定し、監査役の報酬については監査役の協議により定めます。

(1) 基本方針

取締役および執行役員の報酬は、業績向上への意欲を高め、長期的な企業価値の向上に資する報酬体系、優秀な人材の確保が可能な報酬水準とし、以下（2）（3）に記載の内容を原則として適用します。また、報酬体系・報酬水準については、社外委員中心の指名・報酬委員会の審議を経て決定することにより客観性および透明性を確保します。

なお、子会社の取締役および執行役員の報酬体系についても原則として同様の体系を採用するものとします。

監査役の報酬は、その独立性に配慮しつつ、職務および責任に見合った報酬体系・水準とします。

(2) 取締役の報酬

取締役報酬は、基本報酬および株式報酬型ストックオプションにより構成します。

基本報酬は、月例報酬および業績連動報酬により構成します。月例報酬は、社外・社内の別、代表権の有無に応じて定額で決定します。業績連動報酬は、会社業績に応じて決定するものとし、修正連結利益、当期純利益（連結）および一株当たり純資産の増減率を指標として決定します。

長期的な企業価値向上と報酬の連動性を高めるため、株式報酬型ストックオプションを付与します。

ただし、社外取締役に対する株式報酬型ストックオプションおよび業績連動報酬の支給は行いません。

なお、執行役員を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬と執行役員としての報酬を合算して支給します。

(3) 執行役員の報酬

執行役員報酬は、基本報酬および株式報酬型ストックオプションにより構成します。

基本報酬は、月例報酬および業績連動報酬により構成します。月例報酬は、役位に応じて定額で決定します。業績連動報酬は、会社業績および個人業績に応じて決定するものとし、会社業績連動報酬は、修正連結利益、当期純利益（連結）および一株当たり純資産の増減率を指標として決定します。また、個人業績連動報酬は、執行役員の業績評価に応じて決定します。

長期的な企業価値向上と報酬の連動性を高めるため、株式報酬型ストックオプションを付与します。

(4) 監査役の報酬

監査役報酬は、監査役が協議のうえ、常勤・非常勤の別に応じ定額で定めます。

10. 情報開示

当社は、財務情報に加えて、経営戦略・経営課題、リスク、ガバナンスなどに関する非財務情報を、適時・適切・公平かつ正確に提供し、ステークホルダーに対する説明責任を果たします。また、必要な情報を正確・迅速に提供するために社内規程などの開示体制を整備します。その一環として、情報開示に関する重要事項を審議するために開示委員会を設置します。

11. グループ会社管理方針

当社は、事業オーナー制のもと、グループ全体の事業を統括し、グループの企業価値の向上を図ります。そのために、当社は、社内規程の制定などの体制を整備して、グループ会社の経営管理を適切に行います。

当社は、グループ共通の経営ビジョン・基本方針を策定しグループ会社に周知するほか、モニタリング等を通じて適切な経営管理を実施します。

また、リスク管理態勢、法令等遵守態勢、利益相反管理態勢、顧客情報管理態勢、内部監査態勢などを適切に整備し、グループ会社の内部統制の実効性を確保します。

グループ会社は、グループの基本方針等に基づいて、各社の基本方針および経営計画を策定するものとします。

以　上

損保ジャパン日本興亜ホールディングス(株)の
コーポレート・ガバナンス報告書（抜粋）

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

(1) 経営理念等

損保ジャパン日本興亜グループ（以下、「当社グループ」と言います。）は、次のとおり「グループ経営理念」、「グループ行動指針」、「目指す企業グループ像」を定めています。

【グループ経営理念】

損保ジャパン日本興亜グループは、お客さまの視点ですべての価値判断を行い、保険を基盤としてさらに幅広い事業活動を通じ、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスをご提供し、社会に貢献します。

【グループ行動指針】

お客さまに最高品質のサービスをご提供するために

1．一人ひとりがグループの代表であるとの自覚のもと、お客さまの声に真摯に耳を傾け、行動することに努めます。
2．自ら考え、学び、常に高い目標に向かってチャレンジします。
3．「スピード」と「シンプルでわかりやすく」を重視します。
4．誠実さと高い倫理観をもって行動します。

【目指す企業グループ像】

真のサービス産業として、「お客さま評価日本一」を原動力に、世界で伍していくグループを目指します。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、グループ経営理念のもと、ステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行うとともに、国内外を問わず、グループ従業員の行動基準として、グループ行動指針を定め、実践することで、企業の持続的な成長による企業価値の向上を目指した事業活動を行い、真のサービス産業として、「お客さま評価日本一」を原動力に、世界で伍していくグループを目指します。

そのためには、コーポレート・ガバナンスの透明性と公正性の向上を継続して図り、企業の社会的責任を果たすことで、すべてのステークホルダーとの信頼関係を強化することが重要と考え、取締役会において「コーポレート・ガバナンス方針」を定め、統治組織の全体像および統治の仕組の構築に係る基本方針を明確化し、最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。

当社における企業統治システムは、重要な経営判断と業務執行の監督を担う取締役会と、取締役会から独立した監査役および監査役会により、監督・牽制機能の実効性の維持・向上に努めるべく、監査役会設置会社を選択しています。また、事業オーナー制および執行役員制度を採用し、迅速な意思決定と権限・責任の明確化を

図ります。
　取締役会はグループ経営の基本方針およびその根幹となる内部統制基本方針を策定し、これにより、当社およびグループ会社の透明性の高い統治体制を構築します。また、役員の選任および処遇の透明性を確保するために、取締役会の諮問機関として、委員長および委員の過半数を社外取締役とする指名・報酬委員会を設置します。

(3) コーポレートガバナンス・コードに関する考え方

　コーポレートガバナンス・コード（以下、「コード」と言います。）は、会社が株主をはじめ顧客・従業員・地域社会など全てのステークホルダーの立場を踏まえたうえで、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みを向上させることによって、会社の持続的成長や中期的な企業価値の向上に繋げることを目的に導入されたものと理解しています。
　当社グループは、コードの趣旨を踏まえ、これを活用することによって、グループの持続的な成長と中期的な企業価値向上のため、コーポレート・ガバナンスの更なる向上に継続して取り組みます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】
　コードの各原則について、全てを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】
【原則１－４　いわゆる政策保有株式】
□政策保有に関する方針
・当社の子会社である損害保険ジャパン日本興亜㈱は、配当金収入や株価上昇によるリターン獲得、保険販売チャネルや業務提携先との関係強化、および企業との保険取引の維持・強化などを目的として、株式を保有しています。
・主要な政策保有株式については、毎年、取締役会において保有を継続する経済合理性があるかどうかの検証を行います。検証に際しては、保険取引やアライアンス強化など保有目的に基づく将来性、株価上昇による含み益形成や株式としての長期的展望に加え、保険引受および株式のリターンとリスクを定量的に評価する指標も活用しています。
・当社は、グループの資本政策の一環として、政策保有株式の継続的削減により生まれる資本バッファーの一部を海外M＆A等の成長事業投資に配分することにより、財務健全性の確保と資本効率の向上を目指す経営方針としており、取締役会は、中期および年度の政策保有株式の保有・売却計画を決定しています。
□政策保有株式に係る議決権の行使
・当社の子会社である損害保険ジャパン日本興亜㈱は、「日本版スチュワードシップ・コードに関する方針」を定めています。議決権行使方針と行使結果は次のとおりです。

＜損害保険ジャパン日本興亜（株）：日本版スチュワードシップ・コードに関する方針（抜粋）＞

１．議決権行使の基本方針

当社は、投資先企業の持続的成長に資することを基本方針とし、環境問題への取組状況、コーポレート・ガバナンス整備状況およびコンプライアンス体制なども勘案のうえ適切に議決権を行使いたします。

２．議案審議の考え方

企業価値向上等の観点から慎重な検討が必要と判断される議案については、その理由、目的等を十分に調査し、当該企業との対話等の結果を踏まえ、議案の賛否を判断いたします。当社が特に着目する項目は以下のものが含まれます。

(1) 重要な資産の譲渡
(2) 合併または完全子会社等による株式の異動
(3) 債務超過等、業績不振企業が実施する役員退職慰労金の贈呈
(4) 有利発行による第三者割当増資
(5) 敵対的買収防衛策の導入

３．不賛同事例

当社は、建設的な対話を行い、必要に応じてリスクマネジメントを提供することで、投資先企業の企業価値の向上、毀損防止や持続的成長を促すことが重要と考えております。 従って、単なる議決権行使結果の集計は、こうした当社のスチュワードシップ責任を果たすための活動を必ずしも正確に表すものではないことから、議決権行使に係る不賛同事例などを開示してまいります。

【原則１－７　関連当事者間の取引】

当社は、当社が関連当事者間の取引に該当する取引等を行う場合には、法令および社内規定に則り、必要に応じて専門家の意見を聴取したうえで、社外取締役および社外監査役が出席する取締役会で承認決議・報告等を行い、適切に監視します。なお、当該取引を実施した場合には、法令の定めに基づき、重要な事実を適切に開示します。

【原則３－１　情報開示の充実】

当社は、「グループ経営理念」「グループ行動指針」「目指す企業グループ像」を定め、目指す企業グループ像を実現するための経営戦略および中期経営計画を公表しています。

コードの各原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「Ⅰ．１　基本的な考え方（2）および（3)」に記載しています。

役員報酬の決定方針および手続きについては、「コーポレート・ガバナンス方針」の「9．役員報酬決定方針」に記載していますので、ご参照ください。

取締役候補者の選定理由は、「株主総会招集ご通知」の参考書類に掲載しています。

【補充原則４－１－１　取締役会の役割・責務（経営陣に対する委任の範囲）】
当社の取締役会は、定款および法令に定めるもののほか、取締役会において決議する事項を「取締役会規則」において定めています。それ以外の業務執行の決定については、グループＣＥＯおよび事業オーナー等の経営陣に委任しており、その内容は、各種基本方針や稟議規程等の社内規程において明確に定めています。

【原則４－８　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、業務の執行に携わる社内取締役８名の他、社外取締役４名を選任しており、現時点で３分の１以上の独立社外取締役を選任しています。
また、社外取締役については、ＩＣＴ、海外、コンプライアンス、ＣＳＲ・リテール（現場力）などに高い知見を持つ経営者、学識者、法曹関係者など当社の社外取締役として十分な資質を備えた人材を幅広く選任しており、当社グループの経営戦略を遂行する上で、活発かつ有意義な助言を多数いただいています。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準および資質】
当社は、指名・報酬委員会の勧告に基づき、取締役会決議により金融商品取引所が求める基準に合致した「社外役員の独立性に関する基準」を定めています。
当社グループの経営戦略・経営課題について客観的かつ多角的な視点・視野で有益な議論を行うことを目的として幅広い分野において高い知見を持つ経営者、学識者、法曹関係者を幅広く選定しています。この結果、独立社外取締役は、取締役会や指名・報酬委員会において率直・活発で建設的な検討・議論に貢献しています。

【補充原則４－11－１　取締役会のスキルセット、取締役選任に関する方針・手続き】
取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方、取締役候補者の決定に関する方針・手続きについては、「コーポレート・ガバナンス方針」の「３．取締役および取締役会」および「７．役員選任方針」に記載していますので、ご参照ください。

【補充原則４－11－２　取締役・監査役の兼任の状況】
取締役・監査役の兼任については、法令上の適切性の確認に加えて、兼任先の業務内容・業務負荷等を確認のうえ、取締役会決議により決定しています。また、兼任先数についても、必要最小限に止めています。

【補充原則４－11－３　取締役会の実効性評価】
当社は、取締役会において「取締役会の実効性評価」を行っています。
当社取締役会は、主要な事業会社の業務に精通した取締役を専門分野に偏りがないように経験や実績のバランスの確保を考慮して選任するほか、様々な分野で広い知見や経験を持つ社外取締役を選任しています。また、監査役会については、財務および会計に関する適切な知見を有する監査役を選任するほか、会社経営の経験や法曹の知見など、全体のバランスを考慮し選任しています。以上のような取締役会

構成のもと、取締役会が「監督機能」と「執行が適切にリスクテイクすることを後押しする機能」を十分発揮するため、「取締役会と事前説明会の一体的な運営」「自由・闊達な議論が行なわれる議事運営」などに取り組むことによって、取締役会が十分に機能し、実効性向上を実現していると評価しています。

取締役会は、「取締役会が機能することによって、会社の持続的な成長と中期的な企業価値向上に繋がっているか」という観点から今後も継続的に実効性向上を図ってまいります。

【補充原則４－14－２　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

取締役・監査役に対するトレーニングの方針については、「コーポレート・ガバナンス方針」の「８．役員に対するトレーニング方針」に記載していますので、ご参照ください。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】

株主からの対話の申し込みに対しては、合理的な範囲で前向きに対応しており、積極的かつ建設的な対話を行っています。

取締役会は、株主との建設的な対話をさらに促進するため、IR体制や取組み方針の実行に必要な事項を決定します。なお、当社は当該年度のIR実施計画を立案の上、前年度の総括とともに取締役会に報告しています。

以　上

表紙：フィンセント・ファン・ゴッホ《ひまわり》1888年　東郷青児記念 損保ジャパン日本興亜美術館

定時株主総会会場ご案内

会　場　〒160-8338　東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
損害保険ジャパン日本興亜株式会社　本店2階会議室
電　話（03）3349－3000（代表）



SOMPO ホールディングス
損害保険ジャパン日本興亜　本店
当社ウェブサイト http://www.sompo-hd.com/



各種交通機関からの所要時間（徒歩）

駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

JR（新宿駅）、小田急線（新宿駅）、京王線・京王新線（新宿駅）、都営地下鉄新宿線・大江戸線（新宿駅）	西口地上出口から歩道橋利用の場合	約7分
	西口地上出口から歩道利用の場合	約8分
	地下通路経由N4出口利用の場合	約8分
東京メトロ丸ノ内線（新宿駅） 都営地下鉄大江戸線（新宿西口駅）	B14出口から歩道利用の場合	約7分
都営地下鉄大江戸線（都庁前駅）	B2出口から地下通路経由N4出口利用の場合	約5分

FSC ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK
この招集通知は環境に配慮した植物油インキを使用しています。